

新・まちづくり計画

庄内中央合併協議会
令和3年3月変更 庄内町

目 次

I 序 論	1
1 合併を推進する背景	1
2 計画策定の方針	6
II 新町の概要	7
1 位置と地勢、気候	7
2 歴 史	8
3 地域資源	9
4 面 積	10
5 人 口	10
6 産 業	12
III 主要指標の見通し	13
1 人 口	13
2 世 帯	14
IV 新まちづくり計画の基本方針	15
1 基本理念	15
2 将来像	15
3 基本方針	16
4 地域の特色づくり構想（土地利用構想）	18
5 町を運営していく考え方	20
V 建設計画	21
1 緑映え、安心してすごせる町づくり	22
2 自然を活かし、自然に安らぐ町づくり	25
3 健康な笑顔あふれる町づくり	27
4 楽しく元気に働ける町づくり	29
5 生きがいづくり・人づくり、オンリー ¹ の町づくり	31
6 手を取りあい、夢かなえ住みつづけたい町づくり	33
VI 新町の顔が見える施策の展開	36
1 子供を安心して生み育てられる町『子育ては家庭ぐるみ町ぐるみ』	37
2 高齢者の、とびっきり元気な町づくり	38
VII 新町における山形県事業	39
1 基本方針	39
2 町づくりのための山形県事業の促進	39
VIII 公共施設の統合整備計画	42
IX 財政計画	43
1 財政計画の説明	43
2 歳入歳出における計画額の考え方	44
用語解説	48

I 序 論

1 合併を推進する背景

合併の必要性

町はそこに住む人に身近な自治体として、教育、社会福祉、防災など町民に密着したサービスを提供し地域の特徴を活かした町づくりをすすめるなど、重要な役割を果たしてきました。

・ 人口減少と財政悪化がもたらす弊害

いま余目町・立川町は少子（子供の数が少なく人口の減少となる）・高齢化（65歳以上の高齢者の割合が大きくなっていること）がすすんでいることや、地方分権（市町村などの地方自治体が国に頼らず自立すること）の推進、国・地方での財政の悪化など、昭和の合併後50年を経て大きく変化しております。

今日まで両町においては、行財政改革とともに役場の仕事の一部を複数の市町村が共同で処理をするなど効率化をすすめてきましたが、町民の日常生活での行動範囲が広くなり、町がおこなう仕事の範囲や量が拡大している反面、人口規模の小さい町村ほど人口減少が著しく、近い将来には町民が必要とするサービスの維持が困難となることが予想されます。

こうした状況において、一部の仕事のみならず、役場の仕事全体をもっと広い地域で運営することの必要性とあわせ、合併についても議論されてきました。

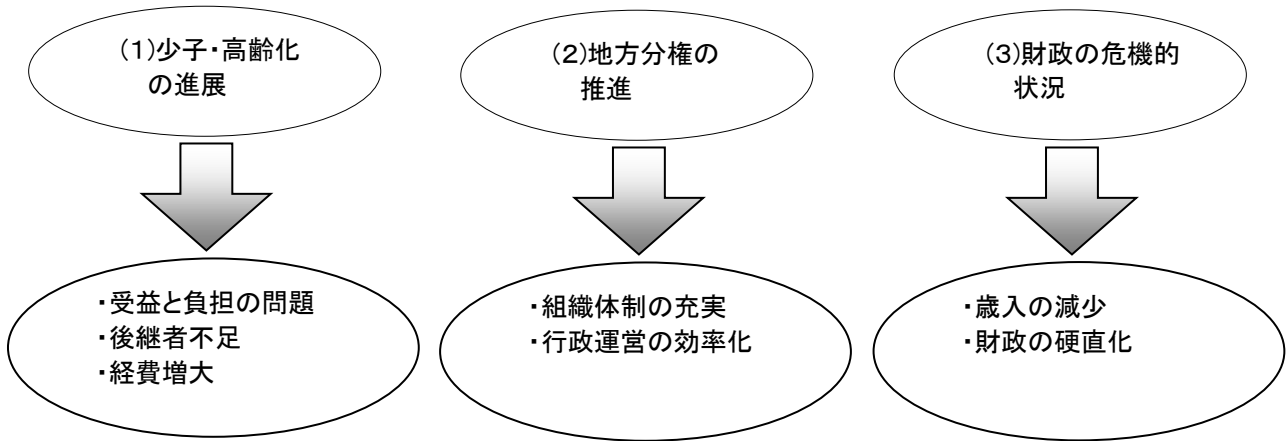
合併に向けた課題

町民は自分たちが住む自治体に対しては、その規模に関係なくできる限り周辺の市町村と同一水準のサービスや対応を求めています。

また一定水準の行政サービスを維持していくには、人的体制や事務経費、施設設備の維持経費など、どうしても必要な経費の確保が必要となりますが、その経費は人口規模（一人当たり）が大きいほど少なくてすむという効果があり、人口が少ないほど割高になる傾向のなか、今後私たちの町は

- (1) 少子・高齢化の進展に伴う情勢の変化への対応
- (2) 町民要請の拡大や地方分権の推進に対応した組織・機構の整備
- (3) 財政の危機的状況への対応

以上のような課題にどのように応えていけばよいのか、これら3点の課題について説明します。



(1) 少子・高齢化の進展に伴う情勢の変化への対応

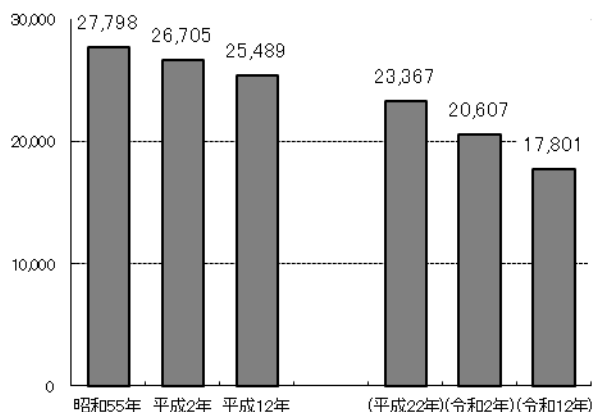
・負担と受益のバランスが崩れます

少子化とともに両町の人口は減少しており、福祉部門などでサービスを受ける人が増える一方で、働く世代の減少により負担する人が少なくなり、負担と受益のバランスが崩れるおそれがあります。

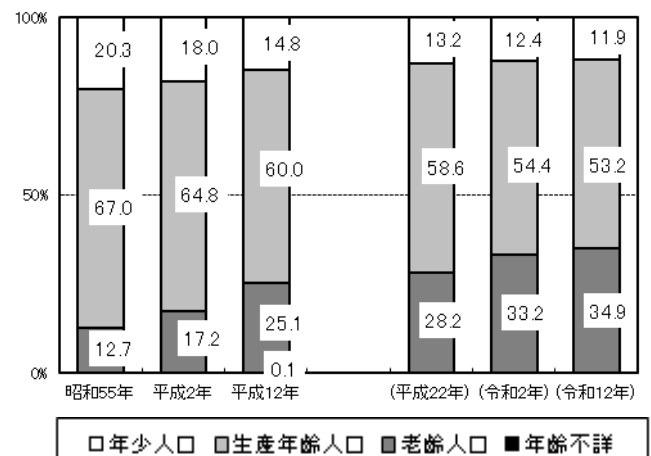
しかし今後とも、福祉施策の推進や生活環境の整備にむけた施策の充実の必要性は高く、人口減少にともなう影響に対応できる財政や組織面の整備がされない場合は、各種サービス水準は低下せざるを得ない状況になると見込まれます。

また、今後の人口対策として総合的な生活基盤や子育て環境の整備とあわせ「住みやすい」「住み続けたい」などの定住化促進にむけた施策の充実を図る必要があります。

《両町の人口の推移》



《両町の年齢構成比の推移》



- ・ 小さい集落の維持が困難になる恐れがあります

小さい集落ほど人口の減少と高齢化進行の傾向にあり、兼業農家の増加等による昼間人口の減少は防犯・防災への懸念や伝統芸能の後継者不足を招くなど、今日までの集落における互助による自立した自治組織の維持が困難になっていくことが懸念され、地域機能の充実や活性化などを推進していく必要があります。

(2) 町民要請の拡大や地方分権の推進に対応した組織・機構の整備

- ・ 役場の仕事は拡大し量も増加しています

役場がおこなう仕事は従来にもまして充実が求められ、さらに新しい分野へと広がり、人・物・金・情報が市町村の区域を越えて流・出入する現在、同じ地域の市町村がその区域のみで同じ業務やサービスを実施するやり方は非効率であり、垣根を越えた効率的運営が求められています。

- ・ それぞれの役割と責任分担が必要です

また国の財政支援の充実が今後期待できないなか、役場がおこなっているサービスの水準を町単独の財政力で維持していくことが困難になると推測され、施策（事業）の選択には、町民と役場が知恵を出し合い、町民と役場そして地域がそれぞれの役割と責任を分担し、町の収入に見合った運営に努めることが求められています。

- ・ より効率的な役場運営をめざします

分権型社会においては、自立した運営をめざし自主的・主体的な政策立案と決定、そして町民に対して説明する責任を果たせる組織・機構の整備と職員育成が求められる反面、現在のそれぞれの町としての運営ではいま以上の職員（人員）の削減は困難な状況にあります。合併をとおして、両町で同じ仕事をしている職員等の効率化がはかられ、サービスの向上や多様化に対応できる財政運営や職員配置ができると考えます。

(3) 財政の危機的状況への対応

町の歳入の多くを占める地方税（町税）と地方交付税は、両町において減少してきており、町の借金である地方債は両町あわせて約 250 億円（平成 14 年度末）となっております。

- ・ 今までは国の財政支援があつての地方でした

市町村では町民の生活に必要なすべての部門を運営し、国は財政的支援（地方交付税や補助金など）を実施して市町村の収入の規模に関わらず、全国どこにおいてもほぼ同じ水準のサービスが受けられるようにしてきました。

・ 国からの財政支援は減少します

しかし国などの議論によれば、早期に国庫負担金や補助金の削減、地方交付税の縮減、地方への税源移譲を見直す「三位一体の改革」を推進し、国の負担軽減をすすめるとしています。

・ サービスを下げると負担を上げるのか

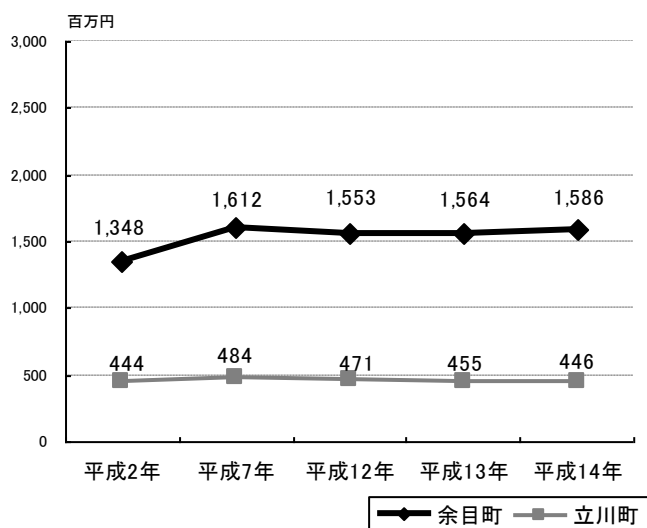
町の財政運営は、町税等の増加が見込めないなかでより一層の厳しさを増し、予算編成が窮屈になっていくなか、より一層の運営経費の削減と共に、近い将来にはサービスはそのままに料金（負担）を引き上げるのか、料金はそのままにサービスを引き下げるのか、人的サービスと物的サービスのどちらを重視するのかなどの選択が必要となるだろうという予測をたてながらすすめることが望まれます。

・ 町の財政は窮屈になっていきます

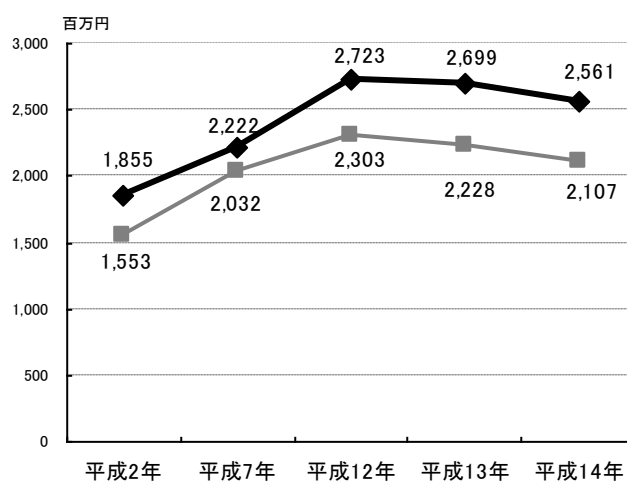
特に、新たな施策への対応や少子・高齢化にともなう福祉施策の充実、施設等の社会資本の維持管理等による物件費や補助費等のどうしても必要な経費の増加が推測される反面、町税や交付税などの経常一般財源が減少するため、財政はより硬直化した方向にむくものと思われまます。

さらに財源不足を補うための基金（積立金）の現在高は決して十分とはいえず、今後の予算編成において留保財源が乏しい状況が推測されます。

《地方税の推移》



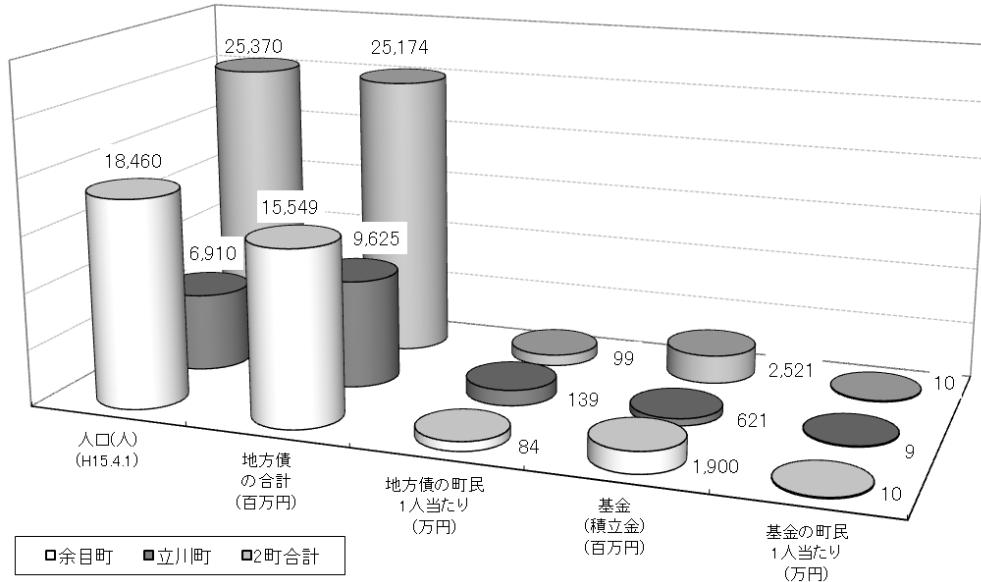
《地方交付税の推移》



余目町・立川町の地方債（借金）と基金（積立金）の残高の状況

（平成 14 年度決算 単位：百万円）

	人口(人) (H15.4.1)	地方債 (一般会計)	町民 1 人 当たり	地方債 (特別会計)	地方債の 合計	合計の町民 1 人当たり	基金 (積立金)	基金の町民 1 人当たり
余 目 町	18,460	8,504	0.46	7,045	15,549	0.84	1,900	0.10
立 川 町	6,910	5,835	0.84	3,790	9,625	1.39	621	0.09
2 町合計	25,370	14,339	0.57	10,835	25,174	0.99	2,521	0.10



合併に伴う主な財政支援措置

1 合併特例債による財政措置

合併規模で示される 10 年間の事業費限度額の 95%を合併特例債で借入れした場合、その元利償還金の 70%を普通交付税に算入するというもの。

- ① 町づくりの建設的事業費 73.7 億円限度（借入限度 70 億円）
- ② 地域振興のための基金造成費 12 億円限度（借入限度 11.4 億円）

2 合併補助金・交付金

国庫補助金は 3 年間で 2.4 億円、県の交付金は 1.0 億円

3 普通交付税による措置 5 年間で 2.3 億円

4 特別交付税による措置 3 年間で 5.4 億円

5 普通交付税の算定特例

合併後の 10 年間は、合併前の町がそのまま存続しているとみなして計算された交付税額が保障され、合併により交付税上不利益をこうむることのないよう措置され、合併 11 年目から 5 ヶ年で保障額が減額されていきます。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、余目町と立川町の合併に際して、合併特例法第5条に基づき作成するものです。合併後の新町の基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画を策定し、その実現を図ることにより、新町の速やかな一体化を促進し、総合的な発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

また、この計画に位置付けられる各施策は、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなります。それらの制度を活用して新町での町づくりを円滑かつ効果的にすすめることが可能となります。

なお、新町のすすむべき方向について、より詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき新町において作成する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

この計画は、新町を作っていくための基本方針、その基本方針を実現するための建設計画（主要施策）や、公共施設の統合整備、そして財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から令和7年度までの21年間とします。

(4) 計画の留意点

計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的な新町のあるべき姿を示すものとし、まちづくり計画には、そのために必要な施策の基本的方向と主な施策と事業について記載をします。

また県の支援概要も記載するものとし、財政計画の歳入面については、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとし、その上でまちづくり計画に示した施策を実現できる計画を策定するものとします。

II 新町の概要

1 位置と地勢、気候

新町は現在の余目町と立川町から構成され、山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の一つ最上川に沿う、南北に長い地形です。最上川をはさんで、北西に酒田市、北に平田町、松山町、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に羽黒町、藤島町、三川町とそれぞれに面し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっております。

気候は、一般に海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬期間は南部（月山側）に近づくほど積雪量も多くなり、北西部（日本海側）よりの季節風が激しく、また、春から秋にかけては、最上川の溪谷からの東南東の強風、清川東風が吹き荒れる地域です。

国土地理院承認 平14総規 第149号



2 歴 史

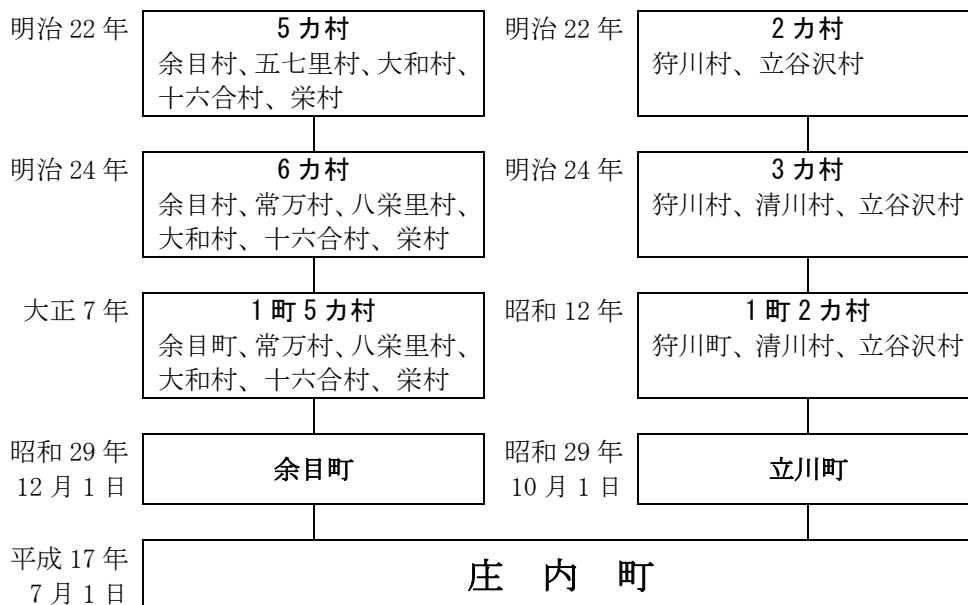
立川町は、和銅元年（708年）頃から700年代後期までの奈良時代には大集落をなし栄えたと伝えられ、余目町においても承平4年（934年）に編纂された和名類聚抄わみようるいじゆしょうに出羽国出羽郡餘戸郷とあるのが歴史上はじめに示されています。

余目町は治暦年間（一説1066年）に陸奥国信夫郡余目の荘司である佐藤氏の領となり、鎌倉時代末期（1300年代初期）から南北朝時代（1300年代中期から末期）にかけては安保氏の領となりました。同時期、立川町一帯は北畠氏が治め、江戸時代がはじまる1600年代初期までの戦国時代には、両町ともに武藤氏や最上氏、上杉氏などの武將が支配し、江戸時代上期の元和8年（1622年）に酒井氏の領地となった以降、私藩領や幕領などの変遷を経て明治維新を迎えました。

明治維新の志士、清河八郎は天保元年清川村に生まれ、25歳の時に江戸に清河塾を開いた文武両道の人物で、浪士組を結成しました。また育種家、阿部亀治は慶応4年に大和村に生まれ、立谷沢村熊谷神社近くの水田で倒伏していない3本の稲を発見し、ササニシキやコシヒカリなどのルーツである「亀ノ尾」を生み出しました。

両町ともに明治9年に山形県管轄となり、同22年の町村制施行にあたって余目町は5カ村、立川町は2カ村でありましたが、同24年には余目町は6カ村、立川町は3カ村となりました。その後、大正7年に余目村が、昭和12年には狩川村がそれぞれ余目町・狩川町として町制を施行し、昭和の大合併と称される昭和29年、10月には1町2村の合併により立川町が、12月には1町5カ村の合併により余目町が、それぞれ発足をいたしました。昭和31年には余目町の桑田・千本杉（ともに旧の十六合村）の両部落が立川町に編入され、現在に至っております。

《両町の沿革》



3 地域資源

磐梯朝日国立公園の一角をなす月山や出羽丘陵、清流立谷沢川と最上川、そしてその恩恵を預かる平坦な圃場地帯を抱えた豊かな自然に恵まれた地域であり、自然をフィールドとしたレクリエーションやレジャーが楽しめる地域となっております。両町ともに、それぞれの地域文化を伝承し歴史の中で培われた、伝統芸能や祭りが地域に根付いており、これら地域資源を活かした町づくりがすすめられております。

余目町は、平坦で肥沃な地勢を生かした美田と、花き栽培によるストックやトルコギキョウなどの品質の良さから、米と花の町として定着しています。また全国でも珍しい天然ガスの産地でもあります。

立川町においては、長年、作物への被害で悩まされた清川東風を活用した風車による風力発電事業や、家庭からの生ごみを回収し堆肥を生産するなど、環境にやさしい取り組みが行われています。また豊かな水源を活かしたおいしい水の産地として全国に販売されております。

○主要な地域資源(施設・物産等)

町名	施設名	特産物等
余目町	文化創造館・響ホール カートソレイユ最上川 小出沼公園 内藤秀因絵画収蔵館 資料館 種苗等供給施設	亀ノ尾(地酒) 良食味米 きな粉 和からし粉 麦茶 漬物 花き(ストック・トルコギキョウ) 天然ガス 庄内金 梵天焼
立川町	ウインドーム立川 大型風車 農産物交流施設(風車市場) 堆肥生産センター 月の沢温泉「北月山荘」 北月山ケビン マープ月山ゴルフ倶楽部 清河八郎記念館 歴史民俗資料館	名水月山「ブナの水音」「神力水」 月山丸もち ハーブ製品 山菜 ばんけみそ 建設骨材 砂金採り 立川コンポスト

4 面 積

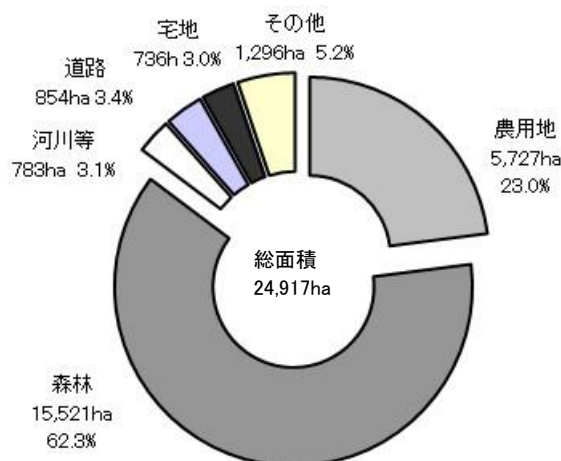
新町は、東西約 22.2 km、南北約 38.9 km、面積は 249.17K m²となり、県内で 12 番目の広さとなります。地目別では森林面積が約 62.3%を占め、農用地は約 23.0%・5,727ha です。

○新町の土地利用区分

(単位：ha、%)

	農用地	森林	河川等	道路	宅地	その他
総面積 24,917	5,727	15,521	783	854	736	1,296
(%)	23.0	62.3	3.1	3.4	3.0	5.2

(資料出所：平成 30 年 山形県統計年鑑)



5 人 口

平成 27 年の国勢調査による両町の総人口は 21,666 人で、平成 22 年国勢調査の 23,158 人に対して約 6.4%の 1,492 人が減少、平成 17 年との 10 年間では約 12.2%の 3,011 人が減少しています。

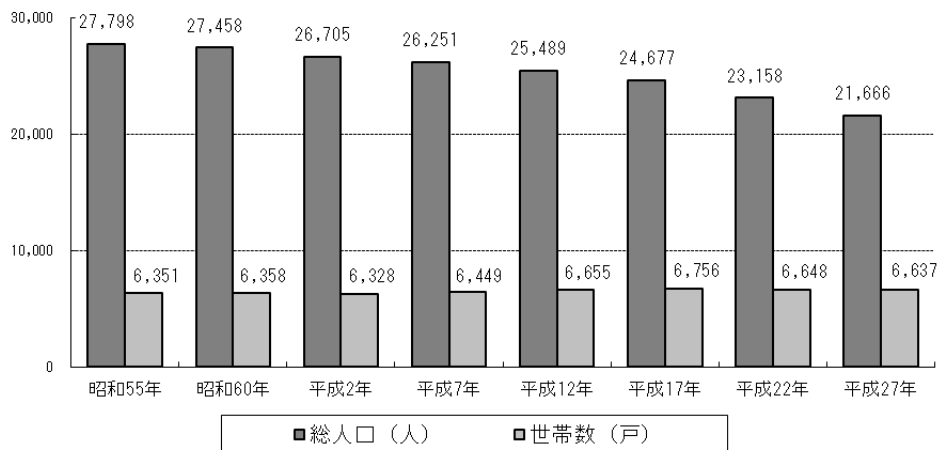
世帯数においては、平成 17 年以降減少傾向で推移しており、平成 27 年では 6,637 世帯で 119 世帯が減少しています。1 世帯当たりの人数は 3.65 人から 3.26 人に減少し、核家族化の進行がうかがえます。これを年齢 3 区分で見ると、65 歳以上の人口は 10 年間で 392 人 (約 5.6%) 増加しているものの、15 歳～64 歳人口は 2,515 人 (約 17.6%) 減少、0～14 歳人口においては 886 人 (約 26.0%) 減少しており、高齢化・少子化の進行がうかがわれます。

○人口と世帯の推移

(単位：人、戸)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	27,798	27,458	26,705	26,251	25,489	24,677	23,158	21,666
世帯数	6,351	6,358	6,328	6,449	6,655	6,756	6,648	6,637
1世帯当りの人数	4.38	4.32	4.22	4.07	3.83	3.65	3.48	3.26

(資料出所：国勢調査)

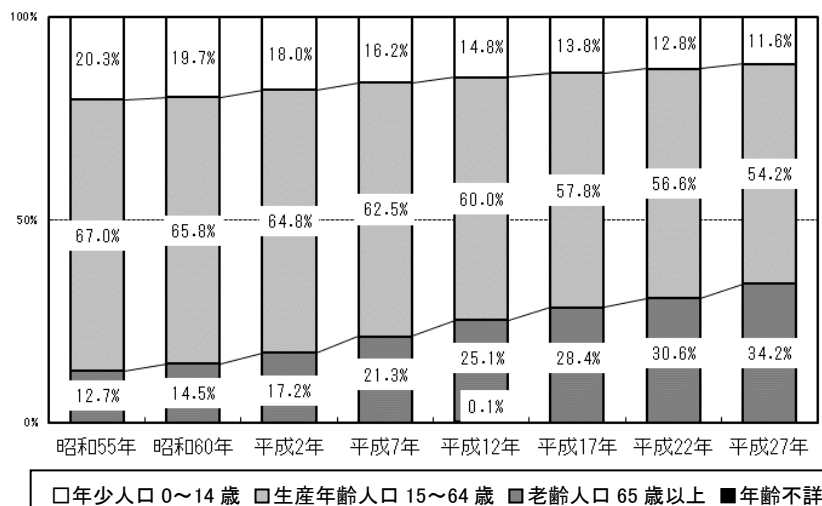


○年齢別人口

(単位：人、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口0~14歳	5,642	5,404	4,802	4,257	3,785	3,404	2,968	2,518
(%)	20.3	19.7	18.0	16.2	14.8	13.8	12.8	11.6
生産年齢人口15~64歳	18,614	18,076	17,305	16,399	15,305	14,257	13,111	11,742
(%)	67.0	65.8	64.8	62.5	60.0	57.8	56.6	54.2
高齢人口65歳以上	3,542	3,978	4,598	5,595	6,386	7,012	7,079	7,404
(%)	12.7	14.5	17.2	21.3	25.1	28.4	30.6	34.2
年齢不詳	0	0	0	0	13	4	0	2
(%)	0	0	0	0	0.1	0	0	0

(資料出所：国勢調査)



6 産 業

この地域は、農業を基幹産業とし、地域資源を生かした地場産業の振興や商業振興などを積極的にすすめてきました。

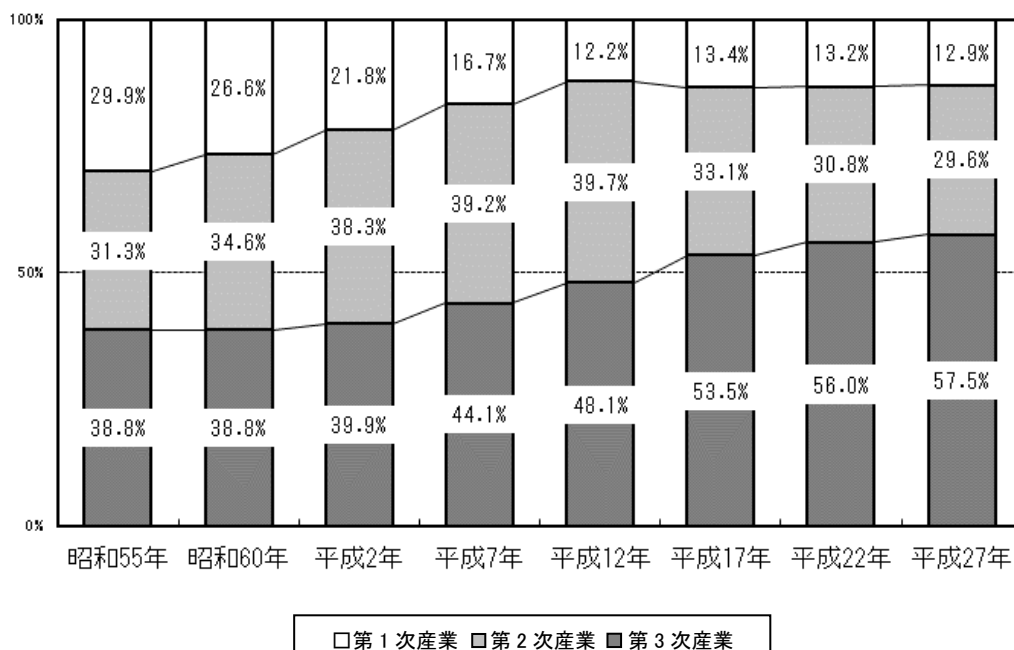
就業者人口は、平成 27 年度では 11,152 人で、平成 17 年の 12,135 人と比べ 983 人（約 8.1%）減少しています。これを産業区分別で見ると、第 1 次産業においては 192 人（約 11.8%）減少、第 2 次産業において 721 人（17.9%）減少、第 3 次産業においては 70 人（約 1.0%）増加しており、就業構造に変化がうかがわれます。

○産業別就業者人口の推移

（単位：人、%）

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業者	14,464	14,255	14,147	13,665	12,787	12,135	11,182	11,152
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次産業	4,323	3,796	3,083	2,277	1,563	1,626	1,478	1,434
(%)	29.9	26.6	21.8	16.7	12.2	13.4	13.2	12.9
第 2 次産業	4,522	4,927	5,420	5,353	5,077	4,021	3,446	3,300
(%)	31.3	34.6	38.3	39.2	39.7	33.1	30.8	29.6
第 3 次産業	5,619	5,532	5,644	6,035	6,147	6,488	6,258	6,418
(%)	38.8	38.8	39.9	44.1	48.1	53.5	56.0	57.5

（資料出所：国勢調査）



Ⅲ 主要指標の見通し

1 人 口

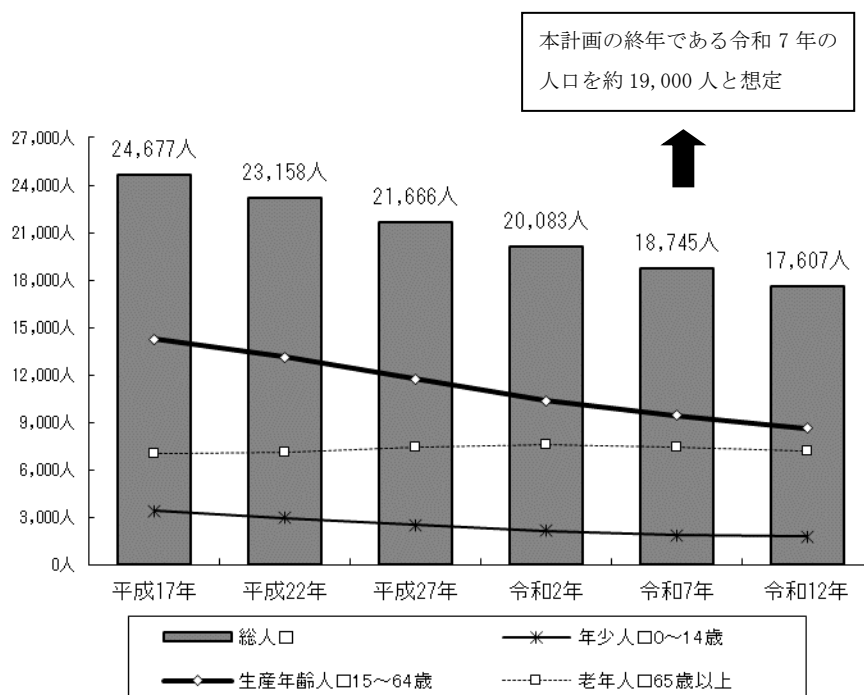
新町の人口は下図で示されるとおり、今後も減少傾向が続くものと思われませんが、地域内の既存産業等の振興や雇用機会の確保、教育・福祉・文化・住環境整備など、定住や流出抑制を推進する各種施策の充実に努め、本計画の終年である令和7年の人口を約19,000人と想定します。

○新町の人口推移（平成17年～令和12年）

（単位：人）

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	24,677	23,158	21,666	20,083	18,745	17,607
年少人口0～14歳 (%)	13.8	12.8	11.6	10.6	10.0	10.0
生産年齢人口15～64歳 (%)	57.8	56.6	54.2	51.6	50.2	49.1
高齢人口65歳以上 (%)	28.4	30.6	34.2	37.8	39.8	40.9

（資料：国勢調査、庄内町人口ビジョン）



2 世 帯

世帯数は増加傾向にあり、核家族化への一層の進行とあわせ、令和7年には6,723世帯になるものと想定されます。また1世帯当たりの人口は、2.83人に減少するものと想定されます。

○昭和55年以降の5年間の世帯数の変動

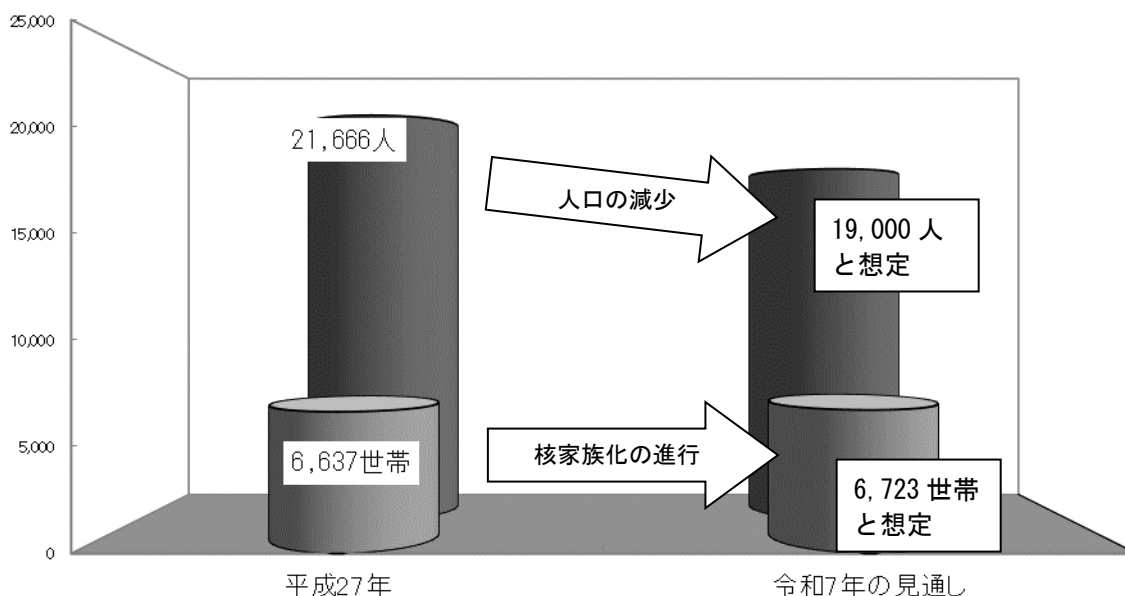
(単位：戸)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	6,351	6,358	6,328	6,449	6,655	6,756	6,648	6,637

5年間での変動率 100.11% 99.53% 101.91% 103.19% 101.52% 98.40% 99.83%
平均 100.64%

○平均 100.64%で推移すると

	令和2年	令和7年
世帯数	6,680	6,723



(世帯数は事務局による推計)

IV 新まちづくり計画の基本方針

1 基本理念

私たちがめざす新しい町づくりへの考え方

新町における町づくりの主役は、私たち町民と私たちをとりまく自然です。

何よりも自然とこの町に住む人たちを大切にしたい町づくりをすすめます。

町民と行政、企業と各団体がそれぞれに応じた役割と責任をもち、お互いに助け合う参画と協働を基本に、元気で自立した町をつくりたい。

2 将来像

新町でめざす町の姿

私たちが創りあげていく新しい町の姿は、

自然はみんなのエネルギー
いきいき元気な
田園タウン

とします。

3 基本方針

「新町でめざす町の姿」を踏まえ、新町のまちづくり計画の基本方針を次の6点とします。

1 緑映え、安心して毎日^はすごせる町づくり

地震や風水害などの自然災害に強く、みんなの協力で犯罪や交通事故を未然に防止します。

周辺の自然に配慮した、ゆとりの感じられる町づくりをすすめます。

日常生活に欠かせない道路や通信、上下水道の整備をすすめるとともに、冬期間の除雪体制の維持と、誰もが気軽に利用できるバスなどの公共交通の整備を図り、安心して毎日がすごせる町づくりをすすめます。

2 自然を活かし、自然に安らぐ町づくり

私たちは、町が誇る月山や出羽丘陵、そこに広がる森林、立谷沢川の清流と広大な水田などの自然を守り、町民が自然に親しみ、快適に暮らせる自然環境の整備をすすめます。

ごみで町を汚さない、ごみを捨てないなど環境に配慮し、資源の再利用や自然エネルギーを活用した町づくりをすすめます。

3 健康な笑顔あふれる町づくり

町が実施する保健や福祉、医療に関わるそれぞれの施策や事業の連携を強くし、町民の健康な生活を支え、健全な子育てができる町づくりをすすめます。

性別、年齢、障害の有る無しを問わず、赤ちゃんからお年寄りまで全ての町民、団体等がお互いに助け合う、笑顔あふれる町づくりをすすめます。

4 楽しく元気に働ける町づくり

私たちの町の基幹産業を農業と位置づけ、消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりによる市場競争力の強い産地形成、複合経営の推進による農業所得の拡大、地域農業の担い手の育成・強化に努め、元気のある農業をめざします。

既存の商業や企業の経営安定を支援すると共に、雇用の場の確保に向けた新規産業の誘導や起業家育成をすすめます。

行政と企業などが力を合わせ、子育てを支援できる就労環境を整備し、多くの人を訪れ住む人々とともに賑わいを創出できる観光資源の発掘など楽しく元気に働ける町づくりをすすめます。

5 生きがいつくり・人づくり、オンリー^①の町づくり

子供たちから高齢者まですべての町民が、意欲を持って学習やスポーツ・レクリエーションにとりくめるよう教育施設・設備の整備をすすめます。

社会人のための教育・研修制度の充実や、学校教育での個性ある子供の育成をすすめるなど、生きがいつくり・人づくりを柱とした教育の町づくりをすすめます。

それぞれの地域がもつ歴史や文化・伝統の継承を支援し、町民の手による新しい文化創造をめざします。

6 手をとりあい、夢かなえ住みつづけたい町づくり

私たちの町では、町民が将来の町の姿に夢を語り、その夢の実現にむけ、行政は限りある財源の有効利用と組織機構の合理化など行財政改革をすすめます。

町民と企業、各団体、行政それぞれが助け合い、それぞれの成すべき事の責任と相互の信頼を確認しあうための積極的な行政情報の公開と情報交換に努めます。

これからの町づくりや地域づくりにあたっては、その計画づくりと実践に私たち町民が強くかかわり、町民自らが町を支えていく参画と協働を柱とした、住み続けたいそして住んでよかったと思える町づくりをすすめます。

4 地域の特徴づくり構想（土地利用構想）

それぞれの地域における特徴づくりをすすめるため、町内を大きく7区分し、それぞれが持つ特性を活かした土地の有効利用を図り、地域開発にあたっては総合的かつ計画的な町づくりを推進します。

① 市街地ゾーン

余目地区ゾーンは、『余目町中心市街地活性化基本計画』、『TMO構想』を基本に、立川地区ゾーンと併せ町民生活の利便性に配慮した町づくりを図ります。

② 文化創造タウン構想ゾーン

余目町の響ホールを中心とした区域と、それぞれの特性をもった学区公民館を中心とした地域との連携をはかり、町民による「文化」づくりをすすめるための整備を図ります。

③ エコグリーンタウンゾーン

風車群とウインドーム周辺を柱として、風力発電事業を継続して行うほか、小規模水力、太陽光、バイオマス等の発電など、自然エネルギーを活用した地域づくりをめざします。

立川町でのエコグリーンタウン構想や町民節電所構想による地域づくりは、全町的な視野で取り組みます。

④ 親水ゾーン

立谷沢川上流と最上川3カ所の4区域を親水ゾーンとして整備します。

全体としては4カ所を結んだサイクリングロード・遊歩道等の整備や、立谷沢川上流部については既存施設の利活用を柱に、小・中学生や町民の自然体験ゾーンの整備をすすめ、最上川沿いの3カ所については、レジャー・レクリエーション機能もあわせた公園や災害等緊急時の物資輸送路としての川港（リバーポート）機能の整備を推進します。

⑤ ゆとりふれあいゾーン

都市公園・スポーツ公園（余目）・歴史公園（立川）などのほか、森林資源の水涵養など公益的機能の保全と、小・中学生の体験学習や、地域住民が自然とふれあい体験できる施設等の整備に努めます。

⑥ 田園・居住地帯

平坦な平野部の田園や周囲の身近な自然環境と地域住民の生活環境が共生した、快適な生活が実現できる地域づくりをめざします。

⑦ 林間居住地帯

清流立谷沢川沿いに位置する立谷沢地区のもつ自然環境を生かした住環境の整備に努め、森林の保育管理や生態系に配慮した自然環境の維持保全の推進と、森林レクリエーション活動の場としての機能の整備を推進します。

5 町を運営していく考え方

新しい町で私たちがめざす新町の姿（基本理念や将来像）を実現していくにあたっては、今までの行政が主導した取組みではなく、行政・町民・企業と各団体など地域を構成するすべての組織や個人それぞれが出来ることの役割を担う自主的な取組みが重要であり、相互の信頼関係を強め協力し合う必要があります。

また、財政的課題が懸念される中であっては、行財政改革の更なる推進と合わせ、民間活力の積極的な活用など各種の効率化を推進しなければなりません。

このような認識にたって町を運営し、各分野における諸施策の実施にあたっては着実な推進を図ります。

(1) 行財政改革の推進

- ① 市町村合併の基本である行財政基盤の確立と、効率的な行政の運営を図るため、各部門の統廃合と見直しを図ります。
- ② 適正な基金の管理及び運用と起債規模の適正管理を図るとともに、定員適正化計画の策定と3年毎の見直しなどにより、人件費を抑制し、健全な財政運営に努めます。
- ③ 町民の各種の要望や提言などに迅速かつ的確に対応できるよう、柔軟で効率的な組織運営を図ります。
- ④ 行政における事務作業の効率化を図るため、事務のOA化の推進と、OAシステムの統一・ネットワーク化をすすめます。
- ⑤ 民間資金を活用した公共施設整備（PFI）の採用や業務の外部への委託（アウトソーシング）など、民間活力の導入を積極的に図ります。

(2) 町民と地域の各団体との相互信頼関係の構築

- ① 町民や地域の各団体の参画・協働など、自主的な活動を支援し、自立した町づくりを促進します。
- ② 計画的で自立性が高い、地域住民に開かれた町づくりをすすめます。
- ③ 町づくりに関する情報や各施策の達成状況に関する情報の公開を積極的にすすめます。

(3) 新しい住民参加の推進

- ① 町民が積極的に町づくりに参加し、政策や事業などに対して提言がしやすく、政策の決定過程に町民の意思や要望がどのように反映されているかを、相互に確認ができる制度の整備・充実を図ります。
- ② 町内における情報ネットワーク網の整備をすすめ、行政と町民の情報伝達の双方向化をすすめます。

V 建設計画

まちづくり計画の体系

余目町と立川町の迅速な一体化を推進し、次のような施策を展開します。

なお、新町においてはこの計画を基礎として、早急に新たな総合計画を策定します。

基本理念

新町における町づくりの主役は、私たち町民と私たちをとりまく自然です。何よりも自然とこの町に住む人たちを大切にしたい町づくりをすすめます。町民と行政、企業と各団体がそれぞれに応じた役割と責任をもち、お互いに助け合う参画と協働を基本に、元気で自立した町をつくりまします。

将来像

自然はみんなのエネルギー
いきいき元気な田園タウン

基本方針

主要施策

1 緑映え、安心して毎日すごせる町づくり

- (1) 交通体系の整備促進
- (2) 防災・防犯、交通安全対策の充実
- (3) 河川・森林の保全
- (4) 上・下水道の整備
- (5) 緑化の推進と公園・緑地の整備

2 自然を活かし、自然に安らぐ町づくり

- (1) 自然と共生した地域づくりの推進
- (2) 省エネ・省資源対策と自然エネルギー活用の推進
- (3) 資源循環型社会の推進

3 健康な笑顔あふれる町づくり

- (1) 健康・福祉・医療体制の充実
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 共に支えあう地域社会の実現

4 楽しく元気に働ける町づくり

- (1) 活力ある農林業の再生
- (2) 商工業・起業家支援と雇用確保の推進
- (3) 観光資源・交流拠点の整備

5 生きがいづくり・人づくり、オンリー1の町づくり

- (1) 個性を伸ばせる教育環境の整備
- (2) 生涯をとおした学びとスポーツの推進
- (3) 町民の手による文化創造の推進

6 手を取り合い、夢かなえ住みつづけたい町づくり

- (1) 住んでみたい、住みつづけたい町づくりの推進
- (2) 町民と行政のパートナーシップの確立
- (3) 町民満足のための高質・効率的な行財政の推進
- (4) 地域情報化の推進

1 緑映え、安心して毎日すごせる町づくり

(1) 交通体系の整備促進

新町の経済力を高め交流人口を拡大し広域的視野での交通拠点としての位置づけを推進するためにも、鉄道や道路の高速交通網の早期整備促進について、国・県に強力に要望していきます。

町内の地域間をつなぐ生活に密着した公共交通（公共バス事業）の整備・拡充と冬の除雪体制の強化を図るとともに、生活幹線道路の整備、農林業の効率化、山林の経営と保全をすすめるための農林道の整備は、事業計画に基づいた整備をはかります。

新幹線の庄内延伸の早期実現には、庄内及び沿線各自治体と協調して積極的に推進を図ります。

- ① 高速交通網の整備促進
- ② 幹線道路（国、県道）の整備
- ③ 生活道路（町道）の計画的整備
- ④ 農林道等の整備
- ⑤ 公共バス事業の充実

(2) 防災・防犯、交通安全対策の充実

犯罪がなく、災害に強い安心・安全な町づくりにむけ、日常生活における防犯体制の強化を含めた防犯・防災計画の策定をすすめ、備蓄の充実と災害時の行政、地域そして町民それぞれの互助体制による応急復旧体制の整備や、町民の防犯・防災意識の高揚と自主組織の育成など、総合的な防犯・防災対策を推進します。

消防・救急体制については、広域での常備消防の強化について取り組み、消防団組織の再編を地域づくりの一環と位置づけ、人員の確保と事業所などによる消防組織の編成など、地域事情に対応した組織再編をすすめるとともに、装備等の充実をはかります。

交通安全対策については、組織や指導員および制度等について統合を図りその充実に努め、誰もが住みやすく安心・快適にすごせる生活基盤の整備をすすめます。

- ① 防犯体制組織の再整備
- ② 新たな防災計画の策定
- ③ 消防団の再編等
- ④ 交通安全対策の推進

(3) 河川・森林の保全

河川や森林環境の保全・維持管理をすすめるとともに、河川流域や山間地における災害から人家や耕地を守るため、治山・治水事業を促進します。

- ① 河川整備事業の実施
- ② 治山・砂防事業の実施

(4) 上・下水道の整備

上水道施設・設備の整備促進と維持管理を強化し、経営の効率化をすすめ、安全で安定した供給を図ります。

9つの簡易水道事業については、上水道事業との統合により更なる効率化を図ることとします。

下水道についてはそれぞれ（公共下水・農業集落排水）の整備計画に基づく事業の推進を図り、早期の全町水洗化の実現と適正な汚水処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ります。

- ① 上・下水道の整備促進
- ② 合併処理浄化槽設置整備の推進

(5) 緑化の推進と公園・緑地の整備

自然景観をまもり、花や木々に囲まれたゆとりと潤いのある町づくりをすすめるため、街路や公共施設等の緑化などを積極的にすすめ、都市公園や防災機能など多目的機能を持った公園等の整備を図ります。

- ① 街並み緑化の推進
- ② 都市公園整備事業の推進
- ③ 八幡スポーツ公園整備事業の推進
- ④ 歴史公園整備事業の推進

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
交通体系の整備促進	高速交通網整備促進 （広域交通アクセスの整備促進事業）	陸羽西線高速化推進事業、羽越本線高速化推進事業、地域（新庄酒田）高規格道路整備促進事業、日本海沿岸東北自動車道整備促進事業など
	幹線道路整備事業 （主要道路整備促進事業）	国道の整備促進、主要地方道の整備促進、一般県道の整備促進など
	生活道路の計画的整備 （人に優しい生活道路整備事業） （安全・円滑な交通確保事業）	* 町道整備事業、* 都市計画街路事業、* 市街地等排水対策事業など * 除雪体制・除雪車輛の充実、防雪柵整備設置事業
	農林道等の整備	* 農林道整備事業
	公共バス事業の充実 （公共交通確保対策事業）	公共バス運行事業の充実と推進、福祉タクシーの充実など
防災・防犯、交通安全対策の充実	防犯体制組織の再整備	地域安全（防犯）計画策定事業、各防犯組織の統合再編など
	新たな防災計画の策定 消防団の再編等	* 新・防災計画の策定、* 広域消防・救急体制の充実・施設整備、* 消防・防災機器の整備充実、要配慮者対策の推進、* デジタル防災行政無線システム整備事業、* 防災拠点（役場庁舎等）の建設など
	交通安全対策の推進	* 交通安全対策施設設備充実など
	河川・森林の保全	河川整備事業の実施 治山・砂防事業の実施
上・下水道の整備	上・下水道の整備促進 （生活環境基盤整備事業）	* 上水道整備事業、* 公共下水道整備事業、* 農業集落排水事業整備・更新事業、下水道事業一体化計画の策定、* 町営ガス事業の充実など
	合併処理浄化槽設置整備の推進	* 合併処理浄化槽設置整備事業など
緑化の促進と公園・緑地の整備	街並み緑化の推進	* 花いっぱい運動の推進、* 街並み緑化推進事業
	都市公園の整備	街区・近隣・地区公園整備計画の策定、* 都市公園整備計画策定・整備事業など
	八幡スポーツ公園の整備	* 八幡スポーツ公園整備事業
	歴史公園の整備	* 歴史公園整備計画策定・整備事業など
その他、快適・安全な生活基盤の整備	生活環境基盤整備事業	* 自転車・歩行者散策ネットワーク計画策定・整備事業、* 火葬場整備事業など

2 自然を活かし、自然に安らぐ町づくり

(1) 自然と共生した地域づくりの推進

河川敷や河川沿岸、池沼や周辺農地、山林などの自然生態系に配慮した自然環境の保全・再生につとめ、整備にあたっては、自然環境や生態系に配慮した住環境づくりを推進します。

- ① 親水ゾーン構想の計画策定と整備推進
- ② 森・モリモリ推進事業(町民の森)の整備促進

(2) 省エネ・省資源対策と自然エネルギー活用の推進

地球環境に配慮した地域社会の形成は新町の町づくりの柱の1つであり、資源は有限であるという認識にたったエネルギー使用の節約や、廃棄物の縮減とリサイクル、風力をはじめとした自然エネルギーの活用、電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッドカーなどの導入・普及を積極的に推進します。特に立川地域でのエコグリーンタウン構想については全町的な視野で積極的に推進します。

- ① エコグリーンタウン構想の推進
- ② 地域新エネルギービジョンの推進

(3) 資源循環型社会の推進

ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図るとともに、生ごみ処理については早期に全町での取り組みができるよう検討、推進に努めます。

また、町民の環境に対する意識や美化意識を高めるための環境教育を推進するとともに、地域で実施される資源回収等リサイクル推進事業の支援など、快適で清潔な環境づくりを推進します。

- ① 資源リサイクル収集施設の整備と活動の支援
- ② 生ごみの堆肥化等利活用事業の推進
- ③ バイオマス利活用の検討と推進
- ④ 地域・学校における環境・資源循環教育の推進

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
自然と共生した地域づくりの推進	親水ゾーン構想の推進 (水辺環境整備)	*親水ゾーン計画策定・整備事業、*小出沼周辺整備事業、*風車公園、荒鍋・内川親水公園整備事業、*水辺の楽校整備事業、河川・湖沼の水質保全・美化推進事業など
	森・モリモリ推進事業(町民の森)の整備	*森・モリモリ推進事業(町民の森)整備事業、*森林(里山)保全整備事業など
	自然・生活環境の保護・保全	環境基本条例の制定、景観条例の制定
省エネ・省資源対策と自然エネルギー活用の推進	エコグリーンタウン構想の推進	エコグリーンタウン構想策定、町民節電所計画推進事業、公共施設省エネ指針の策定など
	地域新エネルギービジョンの推進	地域新エネルギービジョン策定
資源循環型社会の推進	資源リサイクル収集施設の整備と活動の支援	資源ごみリサイクル推進事業、リサイクル・ステーションの整備とリサイクル推進団体・グループの育成など
	生ごみ堆肥化利活用事業の推進	*生ごみ堆肥化推進事業
	バイオマス利活用の検討と推進	*バイオマス利活用推進事業
	地域・学校における環境・資源循環教育の推進	地域環境リーダー育成事業、環境学習講座の推進
	廃棄物処理体制強化事業	ごみゼロ運動の推進、一般廃棄物収集体制の強化、*廃棄物処理施設の整備、不法投棄の防止、産業廃棄物の適正処理の推進など
	資源循環型社会の推進	地域型環境ISOの検討

3 健康な笑顔あふれる町づくり

(1) 健康・福祉・医療体制の充実

乳幼児から高齢者まで全ての町民が健康の維持増進を図り、生涯を通じて生甲斐をもって暮らせる健康長寿日本一の町づくりをすすめます。

既存の保健・福祉施設機能を活かした取り組みとあわせて温泉療法などを取り入れた健康増進施策の推進を図るなど、保健・福祉・医療のそれぞれの団体や機関が相互の連携を強化した総合的な取り組みを推進します。

高齢者福祉の強化に当たっては、健康づくり・相談活動の強化、交流機会の充実を図り、施設整備においては民間活力等の導入も視野に入れて推進します。

- ① 保健・福祉・医療の充実とネットワーク整備
- ② 健康増進施設の整備計画の策定と実施
- ③ 高齢者福祉サービスの充実
- ④ 介護予防・自立支援の充実

(2) 子育て支援体制の充実

少子化対策は町づくりの重要な課題との認識に立ち、子育て世代の多様な需要に対応した保育サービスの充実をはかるなどの支援や施設整備の推進を図ります。特に乳幼児の保育施設については、待機児童を出さないよう定員の拡大に対応した施設の整備を図るとともに、少子化による児童人口の減少が著しい地域においては、市町村合併により保護者が選択できる保育所などの社会資本が充実したことに伴い、保育需要に対して余剰の生じる施設統廃合を検討し、集約化を図ります。

子育ての社会化をすすめ、家庭や職場、地域などあらゆる面で男女が共に子育てを担い、子供を安心して生み育てられる支援体制を充実します。

子育て支援施策の総合的推進を図るための組織体制についても整備します。

- ① 子ども子育て支援事業計画の推進と新組織体制による推進
- ② 保育園・幼稚園の一元化の推進

(3) 共に支えあう地域社会の実現

高齢者や障害者（児）等の自立と社会参加を支援するため、町民の手によるボランティア活動を支援します。

既存公共施設の段差解消や歩道設置の推進など、施設のみならず施策のうえでもすべての人に使いやすい、ユニバーサル・デザインを基本にした町づくりをすすめるとともに、町民が協力して社会活動ができる環境整備を推進します。

- ① 障害者（児）福祉の充実
- ② ボランティア活動センターの整備
- ③ ユニバーサル・デザイン町づくり指針の策定と推進

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
健康・福祉・医療の充実	保健・福祉・医療の充実とネットワーク整備	地域包括医療体制の充実、各種健診事業の充実、保健・福祉センターの機能充実、*双方向情報システム利用在宅介護・健康管理支援システムの構築の検討、地域福祉計画の策定など
	健康増進施設の整備計画策定と実施	*健康増進施設整備計画策定・整備事業、保健連携・健康づくり活動の支援など
	高齢者福祉サービスの充実	生きがいと就労確保支援事業など
	介護予防・自立支援の充実	介護予防事業の推進、高齢者・障害者の自立と社会参加促進事業など
子育て支援体制の充実	子ども子育て支援事業計画の推進	*利用者支援事業の検討と併せ、子育て支援センター、学童保育施設等の整備の検討と機能充実など
	保育園・幼稚園の一元化の推進	保育園体制の検討、*定員拡大に向けた保育園施設の整備充実、*大中島保育園の廃止及び解体、乳児保育・延長保育・病児保育等の充実、*保育園・幼稚園の一元化の推進など
共に支えあう地域社会の実現	障害者（児）福祉の充実	障害者福祉施設整備の支援、障害者更生援護・障害者社会復帰支援施設等整備の支援
	ボランティア活動センターの整備	社会福祉協議会との連携、NPOの育成、*ボランティアセンターの検討と整備事業、ボランティア活動の支援など
	ユニバーサル・デザイン町づくり指針策定と推進	公的施設バリアフリー化指針の策定と推進

4 楽しく元気に働ける町づくり

(1) 活力ある農林業の再生

多様化・高度化する消費者ニーズへの対応と地域の特性を生かした作物の計画的生産、安定供給、低コスト生産に努め、市場競争力の強い産地形成をすすめます。

高品質・良食味の日本一おいしい米づくりを基本にして、農用地の効率的利用による大豆、野菜、花き、畜産等複合部門との有機的結合による生産システムの構築と、地産地消や特産品開発、物産直売等を通じた周年就業可能な体系による農業所得の拡大を図ります。

林業については、森林のもつ水資源の涵養・洪水や山崩れ防止などの公益的機能を守る管理をすすめ、良質材の産出と経営の複合化に向けた間伐材の利用や、特用林産物の生産振興や消費拡大を図ります。林産品開発や森林浴などに町民が利活用できる施設等の整備とあわせ、清流を活用したイワナや特産品である庄内金魚など、内水面養殖業の振興に努めます。

担い手を中心とした産地体制を確立するため、優れた経営感覚と技術を持つ担い手の育成、新規就農者や後継者の確保、地域営農や集落営農（法人化）の推進、農地の利用集積を促進します。

- ① 売れる農産物づくりの推進
- ② 農用地の効率的利用や複合経営による農業所得の拡大
- ③ 地域農業を担う多様な担い手の育成、強化
- ④ 農林業生産基盤・農村生活環境の整備推進

(2) 商工業・起業家支援と雇用確保の推進

町民の利便性に応えた活気ある商店街・商業地づくりをめざします。商工団体等との連携や商店の近代化や合理化を支援し、担い手育成、共同事業の推進を支援するなど、中心市街地活性化基本計画に基づく具体的事業の推進を図ります。

新町の経済活動の活力を高め雇用機会を確保するため、既存企業や地場産業における経営の効率化を支援すると共に、地域資源と融合した新たな産業の開発や異業種交流・協業化による新規事業と新規雇用の創出を支援します。

- ① 既存企業等への支援
- ② 新規産業等の立地誘導
- ③ 起業家支援・創業支援等の推進
- ④ 中心市街地活性化基本計画の具体化と推進

(3) 観光資源・交流拠点の整備

既存の地域の祭りやイベント、関連施設の魅力向上による交流人口の増加に努め、アウトドア志向や健康と食材への関心などに対応した自然体験やグリーンツーリズムなど、農林業を活用した「農・都交流」の推進と開発を支援し、交流拠点の整備や特産品の創出など、四季を通じた賑わいのある町の創出に努めます。

広域連携の推進など首都圏における情報発信の強化を図り、余目駅周辺を観光情報と庄内観光の交通アクセス拠点と位置づけられるよう施設整備に努めます。

- ① 観光拠点整備事業の推進
- ② 中心市街地活性化基本計画の具体化と推進
- ③ 滞在・体験型観光プログラムの開発支援

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
活カある農林業の再生	売れる農産物づくりの推進	おいしい米づくり事業検討支援、農産物付加価値創造研究事業、いきいき米推進対策事業、*堆肥生産センター整備・管理事業など
	農用地の効率的利用や複合経営の推進による農業所得の拡大	水田農業構造改革対策事業、地産地消推進事業、作物生産安定対策事業、*園芸特産生産安定対策事業、畜産振興対策事業、牧野管理事業、*農産物交流施設整備・管理事業、*地域6次産業化推進事業など
	地域農業を担う多様な担い手の育成、強化	認定農業者支援事業、農業経営改善支援センター事業、やる気の農業者支援事業、金融対策事業、地域営農推進事業、農地流動化支援事業など
	農林業生産基盤・農村生活環境の整備推進	*ほ場整備事業、*農道整備事業、*林道整備事業、*農村総合整備事業、*水田畑地化事業、*農業用排水路補修支援事業、有害鳥獣対策事業、*造林保育事業、*町民の森造成事業など
商工業・起業家支援と雇用確保の推進	既存企業などへの支援	消費者ニーズに対応した地域密着型商業の展開支援、地元企業・既存産業支援事業など
	新規産業などの立地誘導	企業誘致の推進、*企業立地環境整備の検討、進出企業支援の推進、*産学官連携循環型産業・新エネルギー等導入・活用に向けた実証事業の促進など
	起業家支援・創業支援などの	起業家支援事業、ベンチャー企業の育成と

	推進	支援など
	中心市街地活性化基本計画の具体化と推進	* 中心市街地活性化基本計画による整備事業、* 商店街再生計画策定と整備事業など
	商工業の振興による賑わいづくり	商工会等との連携強化、商業者の協業化、融資・助成制度の充実など
	雇用確保の推進	UJIターン支援事業、雇用確保事業の充実、雇用情報の提供など
観光資源・交流拠点の整備	観光拠点整備事業の推進	* 観光拠点・情報発信施設整備の検討、観光協会の強化と連携、* 案内表示統一化事業など
	滞在・体験型観光プログラムの開発支援	滞在・体験型観光プログラムの開発支援事業、グリーンツーリズムの促進など
	地域資源を活かした交流機会の創出	農・都交流プログラムの開発と推進、地域文化や伝統芸能継承による地域まつりの支援、* 桜回廊整備事業支援、* 新町合併記念イベントなど

5 生きがいくくり・人づくり、オンリー^{ワン}の町づくり

(1) 個性を伸ばせる教育環境の整備

児童・生徒の、知・徳・体に優れ豊かな人間形成と人材育成をはかり、小学校の学区は地域形成や町づくりと強く一体性をなすものとの考えを基本に、地域と家庭・学校の連携を強め、地域に開かれた、地域の人材を活かした学校運営と良好な教育環境の整備充実を図ります。

小・中学校における個性を大切にした基礎教育の充実と自然体験学習に努めた町づくりをすすめます。

- ① 保育園・幼稚園の一元化整備事業の推進
- ② 幼稚園・小学校整備計画策定と整備事業の推進
- ③ 新町子供像育成支援プログラムの策定
- ④ 体験学習プログラムの策定

(2) 生涯をとおした学びとスポーツの推進

町民一人ひとりの幼児期から高齢期に至るあらゆる時期における多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備と、学習活動への支援や各種学級・講座の拡充、指導者の発掘・養成を図るほか、社会教育施設の整備とネットワーク化をすすめます。

健やかな人生を築く生涯スポーツ推進を図るため、八幡スポーツ公園整備と合わせ

既存スポーツ施設の整備とネットワーク化をすすめ、保健部門との連携強化と町民が気軽にスポーツ等を楽しめる施設環境の整備など、各種スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

- ① 社会教育施設の整備とネットワーク化の推進
- ② スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進

(3) 町民の手による文化創造の推進

町民が優れた芸術・文化に触れ気軽に参加できる活動を支援し、文化団体・グループの育成と地域における歴史や文化の継承、保全に努めるなど、地域に根ざした町民の手による文化創造タウン構想を策定し積極的に推進します。

町民による文化交流やスポーツ交流・国際協力など多様な国内・外との交流について支援を図ります。

- ① 文化創造タウン構想の策定と推進
- ② 文化活動支援と拠点施設整備の推進
- ③ 歴史公園整備事業の推進
- ④ 国内・外交流事業の支援

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
個性を伸ばせる教育環境の整備	幼稚園・小学校整備計画策定と整備事業	学校配置適正化、通学区域の弾力化の検討、*幼稚園・小学校整備計画策定と整備事業など
	新町子供像育成支援プログラムの策定	新町子供像育成支援プログラムの策定、青少年団体の育成、青少年健全育成事業の推進など
	体験学習プログラムの策定	体験学習プログラムの策定
	基礎を大切に作る学校教育環境充実事業	保育・就学前教育の充実の検討、少人数指導・習熟度別学習システムの積極的活用、*マルチメディア教育導入の検討と推進、教育相談事業の充実、国際理解教育の充実 など
生涯をとおした学びとスポーツの推進	社会教育施設の整備とネットワーク化の推進	生涯学習講座等の充実、*公民館等生涯学習関連施設の整備・充実、地域人材バンク制度導入の検討、*図書館ネットワーク化事業、*図書館整備事業など
	スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進	*社会体育施設整備事業、総合型地域スポーツクラブの検討、体育・スポーツ・レクリエーション活動・団体への支援、各種スポーツ大会の実施と開催支援など

町民の手のよる文化創造の推進	文化創造タウン構想の策定と推進	文化創造タウン構想の策定
	文化活動支援と拠点施設整備の推進	芸術・文化活動の支援、町民文化祭の開催、*文化活動拠点施設整備計画の策定と整備事業
	歴史公園整備事業の推進	*歴史公園整備事業計画策定と整備事業、伝統芸能の伝承支援、郷土史発掘・史料編纂事業の支援、文化財保存事業の充実と公開、歴史・文化発掘事業の検討など
	国内・外交流事業の支援	国内・外交流事業の支援

6 手を取り合い、夢かなえ住みつづけたい町づくり

(1) 住んでみたい、住みつづけたい町づくりの推進

町づくりの優先課題を人口対策と捉え、福祉や子育て、教育等の各分野を網羅した施策の充実による少子対策の推進と、若者の定住化を促進する土地・住宅政策を充実し、住む人が「住みつづけたい」と思い、訪れる人が「住んでみたい」と思えるような、各世代の要請に応えられる町づくりを推進します。

町民自らの創意と熱意による愛着と誇りの持てる自立した町づくりと、自治会等の自主的な活動の育成と支援を推進します。

- ① 若者定住を促進・支援する施策の充実
- ② 町づくり基金設置事業の推進
- ③ 地域自立支援計画の策定と推進
- ④ 自治会・NPO等住民活動団体支援事業の推進
- ⑤ ボランティア活動センターの整備

(2) 町民と行政のパートナーシップの確立

「参画と協働」はこれからの町づくりの大きな基盤であり、町民・企業と各団体そして行政の相互の適切な信頼関係のもとに、町民の自主活動を柱とした町づくりをすすめていく必要があります。

また、町民に開かれた町づくりをすすめ、行政がもっている情報の積極的な公開と透明性の確保、行政が行っている業務に対する評価システムづくりをすすめます。

- ① 行政評価システムの制度化と推進
- ② 町民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施

(3) 町民満足のための高質・効率的な行財政の推進

市町村合併の基本である行財政基盤の確立にむけ、新たな行財政改革実施方策の策定を図り、事務事業の効率的な運営と各部門の統廃合と見直しをすすめます。

町民の行政の事業に対する満足度の向上をはかるとともに、住民ニーズに迅速かつ的確に対応でき柔軟で効率的な組織運営を図ります。

- ① 新・行財政改革実施方策の策定による効率化の推進
- ② 組織機構の見直しと定員適正化計画の策定と推進
- ③ 新・総合計画及び過疎地域自立促進計画の策定

(4) 地域情報化の推進

情報の双方向での受・発信は町づくりの基本であり、町内の公的施設を結ぶ通信網の整備とあわせ、行政と町民が気軽に利活用できるよう、機器やシステムの整備と光ケーブル等による通信網の計画的な整備を推進します。

- ① 町内情報化計画（高速通信情報網整備）の策定と推進
- ② 電子自治体の構築
- ③ 情報発信研究所の整備

主要施策	主要事業	事業概要（*はハード事業を含む）
住んでみたい、住みつけたい町づくりの推進	若者定住を促進・支援する施策の充実	若者定住促進施策の検討、* 公営住宅整備・建替計画の検討、宅地造成事業推進と支援など
	町づくり基金設置事業の推進	* 町づくり基金の造成と活用事業計画の策定
	地域自立支援計画の策定と推進	地域自立支援計画の策定、公民館の整備と活動の充実、地域自立運営組織の育成など
	自治会・NPO等住民活動団体支援事業の推進	自治会活動支援の充実、NPOの育成、ボランティア活動の支援、町づくり条例制定の検討、* 立川総合支所庁舎等改修整備事業など
町民と役場のパートナーシップの確立	行政評価システムの制度化と推進	行政評価システムの検討と導入
	町民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施	町民意見提出制度（パブリック・コメント）の検討と導入
	民間活力導入の推進	PFI事業導入の検討と推進
	町民すべての社会参画支援	男女共同参画社会実現のための仕組み作りの

		検討、公募委員などの仕組み作りの検討など
町民満足のための高 質・効率的な行財政の 推進	新・行財政改革実施方策の 策定による効率化の推進	新・行財政改革実施方策の策定と推進
	組織機構の見直しに伴う定員 適正化計画の推進	職員適正管理計画の策定・推進
	新・総合計画及び過疎地域自 立促進計画の策定	新・総合計画及び過疎地域自立促進計画の 策定・推進
地域情報化の推進	町内情報化計画（高速通信情 報網整備）の策定と推進	* 広域情報ネットワーク整備（CATV、電子 申請・届出、高速インターネット接続・IP電 話など）計画策定と事業推進、IT講習等の 充実など
	電子自治体の構築	* 地域イントラネット整備（行政情報提供シス テム、公共施設予約システム、図書館情報提供 システム、防災情報提供システム、観光情報・ アクセス情報提供システムなど）計画策定と推 進、業務系システム（財務システム、戸籍システ ム、電子投票・投票管理システムなど）統合整 備・推進計画の策定と事業実施など
	情報発信研究所の整備	町民シンクタンク（情報発信研究所）の整備と 充実

VI 新町の顔が見える施策の展開

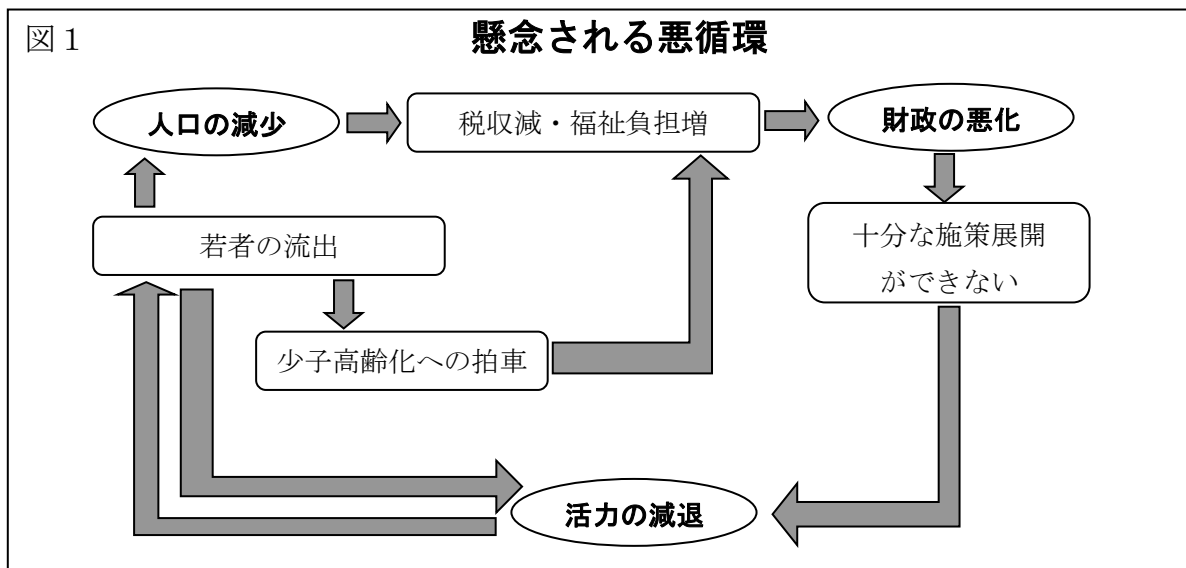
《人口減少、財政悪化、活力減退の悪循環打破をめざして》

合併後の新まちづくり計画については「基本理念」「将来像」を踏まえ、6つの「基本方針」を軸とした各分野にわたる21項目の主要施策を掲げました。

これらの主要施策を目標とする水準までに高めるとともに、今回の合併検討において議論の底流にあった人口減少の推移（産業別就業者の動向など）や財政状況の悪化という不安、そしてそれらがもたらす町の活力や主要施策推進への悪影響という懸念があげられ、それらを町づくりでの関係を考えたとき、図1のような関係がイメージできます。これからの施策の展開にあたっては、将来的に十分な財源というものが期待できないということを前提に、従来のように総ての施策に満遍なく財源の手立てができるということを期待するのではなく、何が必要なことで、どれが欲求なのかを見極め、施策と財源を「集中と選択」で具体化していくことを考え、必要なものを必要なところで最大限に活かしていくための町民要望に基づいた施策の展開を図ることが必要です。

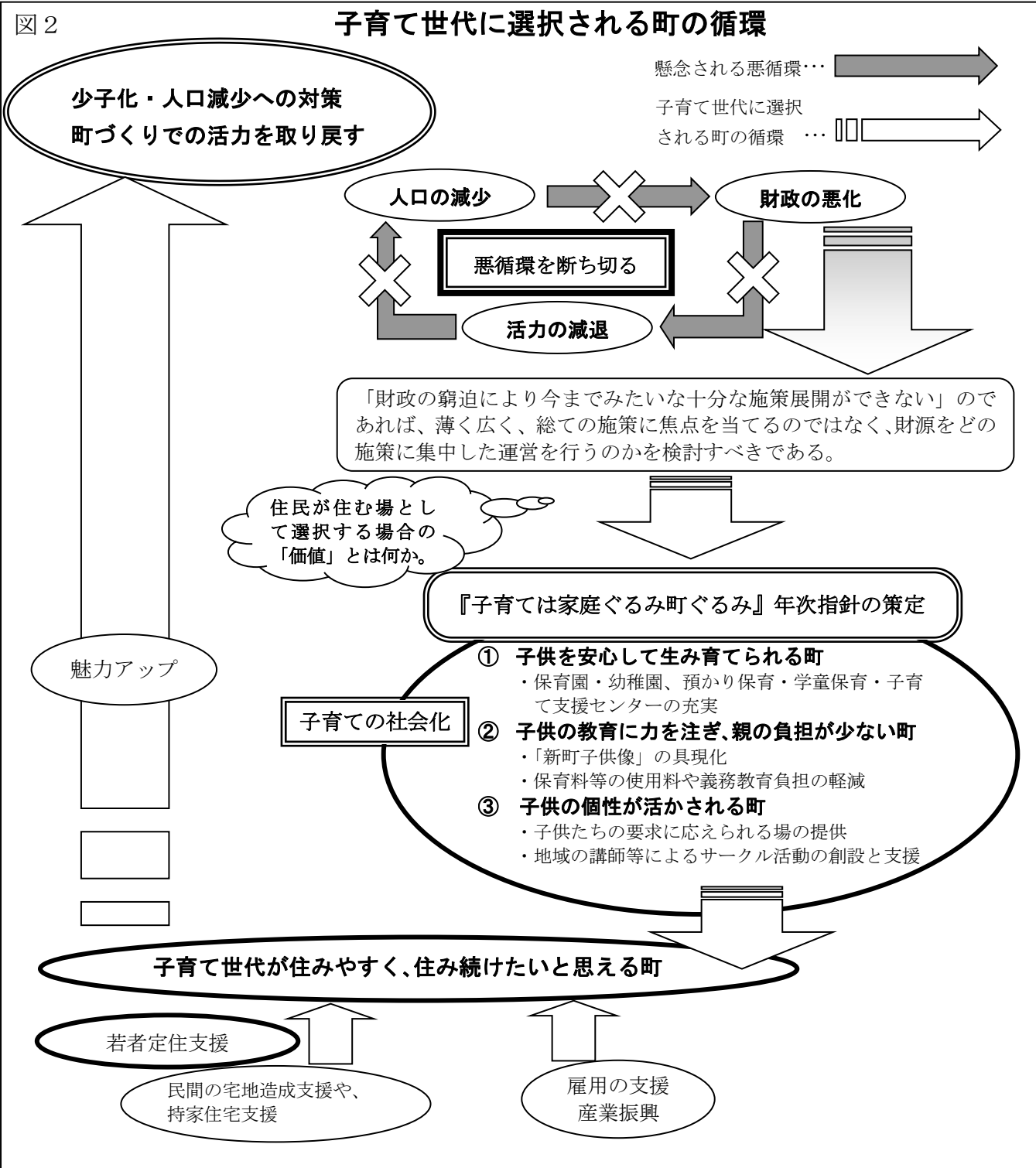
こうした考え方にに基づき、「V建設計画」がより重点的・効果的に推進されるよう、いま求められている多くの施策と限りある資源（人、物、金、情報）の中から「集中と選択」をキーワードとし、「新町の顔が見える施策の展開」として次のことを提起します。

なお、新まちづくり計画は、新町が作成する総合計画のマスタープランとなる性格上、これらの重点項目の具現化は新町に委ねられます。



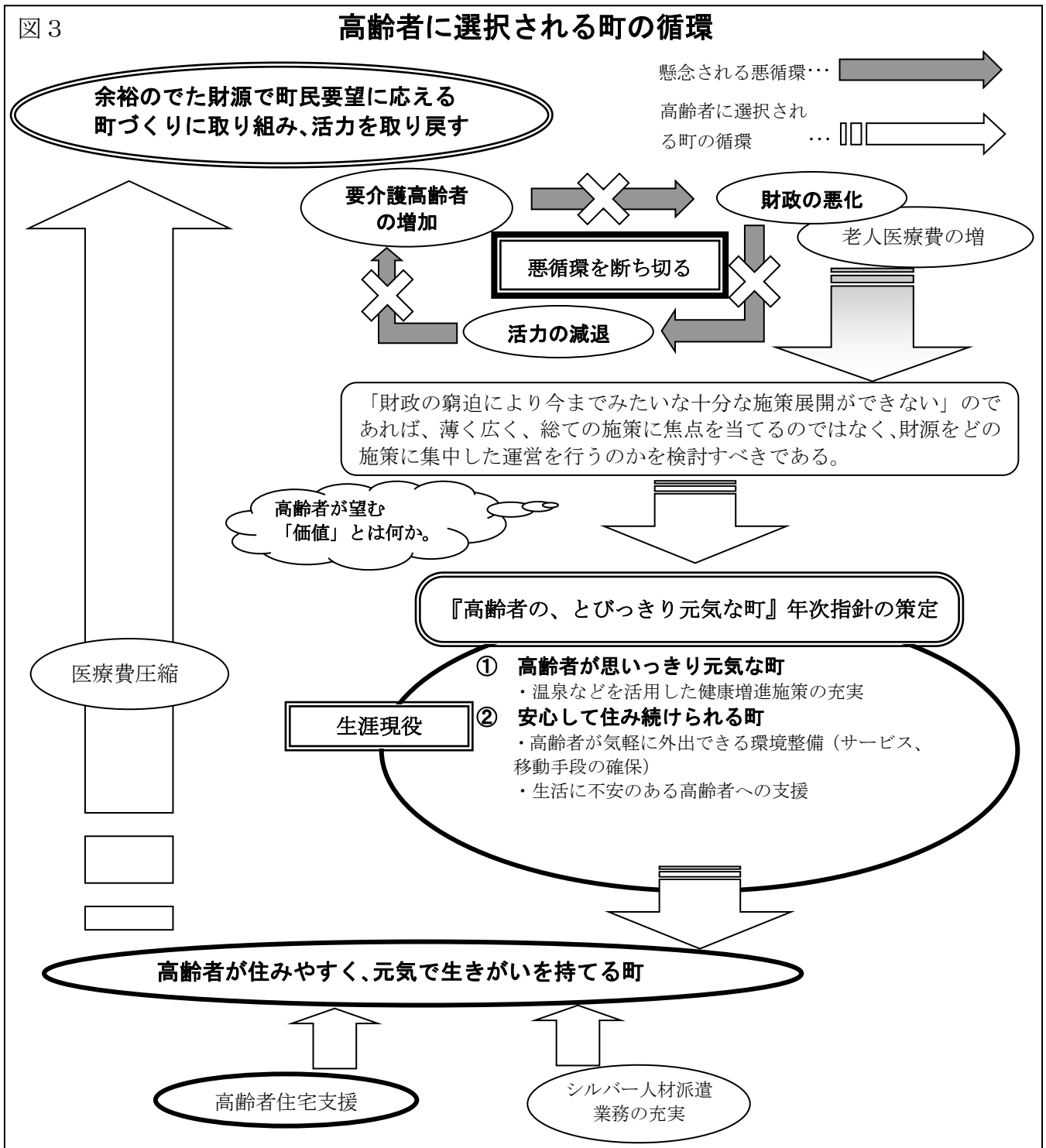
1 子供を安心して生み育てられる町『子育ては家庭ぐるみ町ぐるみ』

施策と財源を効果的に循環させるという考えに立ち、子供を生み育てる現役世代が住み続けたいと思える町、移り住みたいと新たに選択してもらえる町を目指すため「新町の顔が見える施策の展開」として『子育ては家庭ぐるみ町ぐるみ』を提起し、図2に示した循環と効果を生み出せる町づくりが展開できると考えます。



2 高齢者の、とびっきり元気な町づくり

1の『子育ては家庭ぐるみ町ぐるみ』と同様、図3に示した施策と財源を効果的に循環させるという考えに立ち、高齢者の健康増進に積極的に取り組みます。その結果、圧縮されるであろう老人医療費分で更なる健康増進施策など町民要望に応える町を目指すため「新町の顔が見える施策の展開」として『高齢者の、とびっきり元気な町』を提起します。



Ⅶ 新町における山形県事業

1 基本方針

山形県では、新町の一体化を促進するとともに、魅力ある町づくりを総合的に支援していくこととしています。新町においては、県と緊密な連携を図りながら、新町の一体性の確立や整備水準の均一化などに資する事業を積極的に推進します。

2 町づくりのための山形県事業の促進

① 新町の一体性確立のための基盤整備

国道その他の幹線道路、地域間の交流・連携を促進する道路、農道、林道などの整備を促進し、地理的格差の解消と地域内ネットワークの整備をすすめ、新町の一体性の確立を図ります。

② 農林水産業の基盤整備水準の均一化・連携強化

ほ場の整備の促進など、国の補助事業を積極的に活用し、新町の農林水産業の基盤整備水準の均一化・連携強化を図ります。

③ 新町移行に伴う支援

県からの権限委譲や新町施行に伴って、事務事業が円滑かつ適切に処理されるよう必要な助言・調整等を行うことや、県と新町との人事交流を行うことなど、新町における事務の執行を支援するように県に対し働きかけます。

事業名（実施箇所）	事業概要
●道路改築事業（交付金事業） 「提興屋地区（庄内橋）」 ●道路改築事業（県単独事業） 「提興屋地区（庄内橋）」「狩川地区」「廻館地区」	「提興屋地区（庄内橋）」 （交付金事業） 橋梁架替 L=464m 事業年度 H23～R5 年度 （県単独事業） 道路改築 L=1,296m 事業年度 H24～R5 年度 「狩川地区」 道路改築 L=860m 事業年度 H16～19 年度 「廻館地区」 道路改築 L=35m 事業年度 H19 年度
●交通安全道路事業（交付金） 「主殿新田地区」 ●交通安全道路事業（県単独事業） 「三ヶ沢地区」「家根合地区」「東興野地区」	「主殿新田地区」 歩道設置 L=412m 事業年度 H23～26 年度 「三ヶ沢地区」 歩道設置 L=330m 事業年度 H15～18 年度 「家根合地区」 歩道設置 L=200m 事業年度 H21 年度 「東興野地区」 歩道設置 L=940m 事業年度 H25～29 年度

事業名（実施箇所）	事業概要
<ul style="list-style-type: none"> ●雪に強いみちづくり事業（国庫補助事業） 「出川原地区」 ●雪に強いみちづくり事業（交付金事業） 「出川原地区」「家根合地区」「科沢地区」 ●雪に強いみちづくり事業 「主要地方道羽黒立川線」ほか 	（国庫補助事業） 「出川原地区」 除雪対策 L=780m 事業年度 H19 年度 （交付金事業） 除雪対策 L=1,700m 事業年度 H20～22 年度 「家根合地区」 吹雪対策 L=400m 事業年度 H20～22 年度 「科沢地区」 雪崩対策 L=240m 事業年度 H27～28 年度 「主要地方道羽黒立川線」ほか 事業年度 ～R7 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設長寿命化対策事業（交付金事業） 「最上川橋ほか」 	国道・県道の橋梁補修 事業年度 H20～R2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ●基幹農道整備事業 （国庫補助事業）「家根合広野地区」 	農道の新設 L=2,204m 事業年度 H12～20 年度 事業年度 H21 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●最上川下流流域下水道事業（国庫補助事業） 「家根合地区」 ●最上川下流流域下水道事業（交付金事業） 「家根合地区」 	下水処理場処理施設（庄内処理区） （国庫補助事業） 事業年度 H4～21 年度 （交付金事業） 事業年度 H22～R7 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●治水事業（国庫補助事業） 「宇津野沢川」「京田川」 ●河川整備補助事業（交付金事業） 「宇津野沢川」 	「宇津野沢川」 （国庫補助事業） L=2,770m 事業年度 H3～21 年度 （交付金事業） L=2,770m 事業年度 H22～R12 年度 「京田川」 L=16,700m 事業年度 S27～H17 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害対策事業（地すべり） 	「工藤沢地区」 地すべり対策工事 事業年度 H22～R4 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●県営農地整備事業（国庫補助事業） 「家根合地区」 「肝煎地区」 「常万1期地区」 「高田麦地区」 「西興野地区」 「狩川東部地区」 	ほ場整備 206.3ha 暗渠排水 206.3ha 事業年度 H11～17 年度 ほ場整備 12.8ha 用排水路 31.1ha 事業年度 H27～R6 年度 ほ場整備 115.7ha 事業年度 H28～R7 年度 ほ場整備 17ha 事業年度 H30～R2 年度 ほ場整備 47ha 事業年度 R1～R10 年度 ほ場整備 49.1ha 事業年度 R4～R13 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●水田農業振興緊急整備事業（水田畑地化） （国庫補助事業）「荒鍋地区」 「三ヶ沢地区」 「中島生繰沢地区」 「廿六木地区」 「西田地区」 	事業年度 H17～18 年度 暗渠排水 A=21.5ha 補助暗渠 A=18.1ha 土壌改良 A=14.0ha 水路工 L=1,270m 地下灌漑施設 A=28.1ha 事業年度 H25～27 年度 地下灌漑施設 A=25.6ha 事業年度 H25～27 年度 地下灌漑施設 A=32.1ha 事業年度 H25～27 年度 地下灌漑施設 A=20.7ha 事業年度 H26～28 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●地域用水環境整備事業（国庫補助事業） 「荒鍋内川地区」 	流路工 1,288m 等 事業年度 H8～17 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●基幹水利施設管理事業（国庫補助事業） 「最上川下流地区」 	実施箇所：立川町、余目町管内 事業年度 H14～ 管内国営事業で造成された施設（用排水路等） の管理
<ul style="list-style-type: none"> ●道路保全事業 「主要地方道余目加茂線」ほか 	県管理道路の側溝整備等 事業年度 ～R7 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●砂防関係施設庁長寿命化事業 「松の木」ほか 	砂防・地すべり・急傾斜施設の長寿命化 事業年度 ～R7 年度

<p>● 県営かんがい排水事業（国庫補助事業）</p> <p>「上堰・八力村堰地区」</p> <p>「吉田新堀西野地区」</p> <p>「十一力村堰地区」</p> <p>「廿六木堰地区」</p> <p>「町堰地区」</p>	<p>用水路工 5,504m 事業年度 H25～R3 年度</p> <p>用水路工 8,595m 事業年度 H28～R3 年度</p> <p>用水路工 732m 事業年度 H29～R2 年度</p> <p>用水路工 851m 事業年度 R1～R5 年度</p> <p>用水路工 2,380m 揚水機場 2 箇所 事業年度 R1～R8 年度</p>
<p>● 県営用排水施設等整備事業（国庫補助事業）</p> <p>「最上川下流左岸地区」</p>	<p>排水施設 4 箇所 承水路 4 路線 事業年度 R4～R12 年度</p>

Ⅷ 公共施設の統合整備計画

公共的施設については、町民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性にも十分配慮し、地域全体のバランス及び適正配置、さらには財政事情等を考慮し、現在の公共的施設の有効利用と相互利用を原則として対応しながら、廃止・複合化・集約化・用途変更などの統合整備をすすめ、施設廃止・除却に伴う跡地は、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。

なお、新町の庁舎（支所、出張所を含む）、余目保健センター、小・中学校、保育園・幼稚園及び図書館については、現有建物を整備して活用することを基本としますが、整備の内容や将来の整備構想については、将来人口や地域の特性、防災拠点としての機能・活用を考慮しながら、町民の意向や財政状況等を踏まえ、新築も含めて慎重に検討します。

Ⅸ 財政計画

1 財政計画の説明

1 基本的な考え方

本計画は合併後 21 年間の財政状況を表わすものです。平成 16 年度の新まちづくり計画策定時においては、財団法人日本統計協会推計（H14.3）の人口推計と現行の行財政制度を基本にしながら、想定される合併に伴う影響を考慮するとともに、経費の節減・合理化を進めることを勘案して平成 26 年度までの 10 年間の推計を行いました。平成 26 年度の改定において平成 27 年度までの収支見込みを推計、平成 27 年度の改定において令和 2 年度までの収支見込み、平成 29 年度に一部見直しを行いました。

今回の改定においては、令和元年度決算額と令和 2 年度の予算現額をベースに令和 7 年度までの期間の収支見込みを推計したものです。

なお、平成 17 年度から令和元年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値です。

2 計画作成の期間等

(1) 期間

平成 17 年度から令和 7 年度までの 21 年間とします。

(2) 会計

- ① 本計画は、普通会計（新町の場合は一般会計のみ）で作成します。酒田地区広域行政組合等の一部事務組合については、従前どおりの計上とします（補助費等）。また、国民健康保険や介護保険などの特別会計についての財政計画は作成しませんが、本計画に繰出金として積算しました。

2 歳入歳出における計画額の考え方

1 歳入

① 町税

町税は、過去の実績・経済動向・税制改正・人口や納税者数の推移を踏まえ、現行税制度を基本に推計しました。

② 地方譲与税等

地方譲与税等は、令和2年度予算現額を基礎として推計しました。

③ 地方交付税

普通交付税及び特別交付税については、令和2年度決算見込額を基礎とし、令和2年度の国勢調査の影響等を勘案して推計しました。

④ 国・県支出金

国・県支出金は、後年度予定事業の実施について、補助制度の活用を見込み推計しました。

⑤ 繰入金

財源調整をするための財政調整基金、減債基金等からの繰入金を見込み推計しました。

⑥ 町債

後年度負担の軽減を図るため、合併特例債の活用や交付税措置率の高い起債の借入に努めるものとし、臨時財政対策債については、令和2年度予算現額を基礎に推計しました。

⑦ その他

分担金・負担金については後年度予定事業の実施等を見込み、使用料・手数料については、令和2年度からの使用料等の見直し内容を勘案しながら過去の実績等を踏まえ、推計しました。

2 歳出

① 人件費

議員については、令和3年度以降定数16人で積算しました。町長を始めとした三役等の特別職は、設置状況から推計しました。一般職員については今後の採用見込みや定年退職等による職員数の増減を反映し積算しました。

② 扶助費

過去の実績を踏まえるとともに、年少人口や高齢者人口の伸び率、社会保障の充実も勘案し積算しました。

③ 公債費

令和元年度までの地方債に係る償還額に、令和2年度以降の発行見込額によって生じる元利償還金を加えて積算しました。

④ 物件費

過去の実績を踏まえるとともに、行財政改革に伴う削減効果と、新施設の維持管理費等を見込み積算しました。

⑤ 補助費等

過去の実績を踏まえ、一部事務組合の負担金の状況や下水道事業会計補助金は今後の推移を見込んで積算しました。

⑥ 積立金

令和2年度の状況と今後の見込みを勘案して積算しました。

⑦ 繰出金

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険特別会計は、それぞれの制度が現行どおり継続するものとして、高齢化の進行を加味し、医療費や保険給付費の増加を見込んで積算しました。

⑧ 投資的経費

今後予定される普通建設事業や公共施設等の老朽化に伴う工事費等を含め積算しました。

⑨ その他

除雪費を含む維持補修費は、過去の実績等により積算しました。

庄内町まちづくり計画 財政計画(1)

(単位：百万円)

☆歳入

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町税	1,937	1,816	1,979	1,973	1,928	1,878	1,893	1,930	1,946	1,947	1,907
地方譲与税等	527	605	420	387	364	355	341	338	336	361	529
地方交付税	4,580	4,445	4,485	4,609	4,674	5,067	5,137	5,090	5,016	4,948	4,897
国・県支出金	936	785	1,052	1,773	1,929	1,654	1,937	1,718	1,734	1,743	2,182
繰入金	201	97	108	889	139	124	132	44	41	76	129
町債	1,499	999	1,321	853	859	1,918	2,015	1,636	1,488	1,352	1,195
その他	902	927	931	815	1,556	1,423	986	1,085	1,154	1,305	1,733
歳入合計	10,582	9,674	10,296	11,299	11,449	12,419	12,441	11,841	11,715	11,732	12,572

☆歳出

人件費	2,324	2,258	2,193	2,158	2,106	2,075	2,112	2,077	2,068	2,108	2,059
扶助費	544	536	703	734	818	1,129	1,188	1,195	1,227	1,310	1,349
公債費	1,753	1,718	1,651	1,794	1,506	1,436	1,436	1,314	1,204	1,177	1,162
物件費	1,445	1,240	1,253	1,284	1,405	1,385	1,418	1,370	1,425	1,583	1,839
補助費等	1,061	929	978	1,021	1,444	1,128	1,642	1,057	1,072	1,526	1,693
積立金	659	115	702	479	42	696	11	309	421	288	353
繰出金	1,226	1,243	1,268	1,386	1,426	1,458	1,630	1,550	1,554	1,647	1,839
投資的経費	851	1,019	978	1,177	1,560	2,199	2,052	1,968	1,795	1,010	1,139
その他	406	217	287	252	282	445	460	482	371	407	438
歳出合計	10,269	9,275	10,013	10,285	10,589	11,951	11,949	11,322	11,137	11,056	11,871

基金現在高	2,986	3,011	3,609	3,416	3,326	3,904	3,789	4,082	4,467	4,684	4,913
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

町債現在高	13,539	13,075	12,985	12,267	11,815	12,470	13,224	13,714	14,158	14,482	14,653
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

庄内町まちづくり計画 財政計画(2)

☆歳入

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町 税	1,938	1,988	1,987	2,000	1,978	1,930	1,905	1,881	1,858	1,835
地方譲与税等	478	507	531	498	514	514	514	514	514	514
地方交付税	4,862	4,901	4,816	4,829	4,857	4,825	4,836	4,883	4,860	4,815
国・県支出金	2,019	2,163	1,861	2,299	4,860	1,758	1,971	1,771	1,837	1,715
繰入金	552	141	483	473	61	349	322	315	213	373
町 債	1,336	1,276	2,369	2,469	1,322	1,167	856	801	793	1,310
その他	1,885	2,271	1,781	1,815	1,994	1,426	1,415	1,403	1,393	1,384
歳入合計	13,070	13,247	13,828	14,383	15,586	11,969	11,819	11,568	11,468	11,946

☆歳出

人件費	1,941	2,041	2,038	2,040	2,172	2,172	2,117	2,276	2,076	2,126
扶助費	1,423	1,414	1,322	1,336	1,329	1,328	1,407	1,408	1,408	1,409
公債費	1,297	1,530	1,653	1,702	1,620	1,595	1,592	1,643	1,617	1,569
物件費	2,018	2,220	1,848	1,747	2,376	1,983	1,903	1,931	1,984	1,870
補助費等	1,374	1,346	1,386	2,276	4,608	2,433	2,103	2,074	2,045	2,017
積立金	706	180	110	161	230	116	123	124	125	78
繰出金	1,870	1,860	1,748	996	1,031	1,045	1,047	1,059	1,071	1,083
投資的経費	1,446	1,457	2,599	2,875	1,387	884	1,117	648	740	1,396
その他	416	551	422	336	418	413	410	405	402	398
歳出合計	12,491	12,599	13,126	13,469	15,171	11,969	11,819	11,568	11,468	11,946

基金現在高	5,159	5,291	4,964	4,673	4,847	4,619	4,426	4,235	4,147	3,852
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

町債現在高	14,808	14,656	15,458	16,302	16,071	15,711	15,045	14,276	13,527	13,344
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

用語解説

TMO構想 (18ページ)

(Town Management Organization)

まちづくりを管理・運営する機関のこと。様々な主体が参加するまちの運営をプロデュースする。TMOの事業実施地域は、市町村の基本計画で決定されるが、TMOが具体的にどのような機関で、どのようなプロジェクトに取り組むかは、TMOになろうとする機関が策定する長期計画を市町村が認定することによって決定される。

町民節電所構想 (18ページ)

町内の各家庭で節電を実践することで、発電所の建設と実質的に等しい効果を生む。省エネ運動で誰でも参加できる「町民節電所」を皆でつくろうという事業。参加した家庭には、登録と目標達成時に町民節電所地域通貨が発行される。

PFI (20ページ)

(Private Finance Initiative)

プライベート・ファイナンス・イニシアティブとは、公共施工などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。通称「PFI法」と呼ばれている「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年)」によれば、「民間資金を活用した公共施設整備」ということ。

アウトソーシング (20ページ)

業務を外注すること。資源の有効活用、費用の削減をめざして行われる。

リサイクル (25ページ)

資源の節約や環境負荷低減のために、不要品や廃物を再生して利用すること。

ハイブリッドカー (25ページ)

複数の動力源を用いて走行する自動車。排気ガス規制地域を電気で、規制緩和地域をガソリンエンジンで走る自動車などをいう。

エコグリーントウン構想 (25ページ)

豊かな自然と生活環境を保全し、美しい町を次の世代に引き継ぐため、これまですすめてきた、風力発電事業の推進や生ごみのコンポスト化による有機農業の取組など、自然に優しい「循環」と「共生」の地域づくりをさらにすすめるための構想。

地域新エネルギービジョン (25ページ)

地方公共団体等における新エネルギー(太陽エネルギー・風力エネルギー・バイオマスエネルギーなど)導入の促進を図ることを目的に、平成7年度からはじまったNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)による補助事業。従来、エネルギー施策は、国や電気事業者などのエネルギー供給者が中心となって実施されてきたが、新エネルギーの導入は地域特性に依存するので、全国一律のエネルギー施策ではなく、地域ごとに異なる、地域の特性を活かしたエネルギー施策を展開していく必要があるため。

バイオマス (25ページ)

生物有機体をエネルギー資源としてみる考え方を示し、世界的な資源不足時代の中から生まれた言葉。

環境ISO (26ページ)

1947年に設立されたスイス・ジュネーブに本部を持つ非政府組織(NGO)国際標準化機構(International Organization For Standardization)のこと。ISOの定めた環境マネジメントシステム規格(ISO14000シリーズ)のなかで、企業だけでなく、自治体や学校などのあらゆる種類、規模の組織が、廃棄物やエネルギーの削減などの目

標を定め、その実行、点検、見直しを継続的に行う環境マネジメントシステム構築の際に求められ規格で、審査登録機関の審査に合格すれば、その組織は認証を登録することが出来る。

ユニバーサル・デザイン (27ページ)

改善や特殊な設計の必要なしで、すべての人々に利用しやすい製品と環境のデザインのことをさす。バリアフリーは、高齢者や障害者が使いやすくするために障害を取り除くことをさす。

NPO (28ページ)

(Non Profit Organization)

民間の非営利組織のこと。自主的・自発的な活動を行う住民団体などのこと。

バリアフリー (28ページ)

バリアは障害、フリーは解放を意味し、バリアフリーは社会生活における様々な障害を無くそうという概念。障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

水資源の涵養 (29ページ)

森林の土壌が降水を保水し、洪水を緩和するとともに、土壌を通過することにより水質が浄化される。

内水面養殖業 (29ページ)

産業別の統計基準である日本標準産業分類において、細分類番号 0421 に分類される。内水面において人工的設備を施し、水産動植物を移植、放苗、育成などにより集中的に生産する。池中養殖、ため池養殖、水田養魚、いけす養魚を行う事業所が分類される。金魚養殖業、錦鯉養殖業、さけ・ます類養殖業などがある。

グリーンツーリズム (30ページ)

都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山・漁村を訪れ、交流や体験を通じて自然・農

村文化を楽しむ長期滞在型の余暇活動のこと。

UJIターン (31ページ)

Uターンは地方出身者が出身地に戻ることに。Jターンは、地方出身者が出身地には戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移ること、または、出身地の近くの地域に戻ることに。Iターンは、大都市で生まれ育った者が地方へ移ること。または、地方出身者が出身地以外の地域に移ること。

マルチメディア (32ページ)

音声・画像・データの3つの情報要素を統合して提供できるメディアの総称。多くの媒体が互いに有機的に結びつき、個々の端末が情報の送り手にも受け手にもなる、双方向通信が容易なこと。

パブリック・コメント (33ページ)

政策決定や施策展開などにおいて、住民の意思や提言を広く取り入れ、行政をすすめるうえでの両輪として積極的に参画し、導入していく手法の1つ。

CATV (35ページ)

有線テレビ。同軸ケーブルや光ファイバーなどの有線で、テレビ放送や各種の情報を加入世帯の受像機に分配する。

IP電話 (35ページ)

インターネットを利用して提供される音声通話(電話)サービス。

地域イントラネット (35ページ)

役場庁舎を中心に町内の公的施設を通信網で結びさまざまな行政情報を利用できる地域内公共ネットワーク。

シンクタンク (35ページ)

広い領域の専門家を集め、政策決定や施策の形成などを目的に研究などを行う組織・研究所のこと。

新・まちづくり計画

平成 16 年 12 月 策定 庄内中央合併協議会

平成 26 年 12 月 変更 庄内町

平成 28 年 3 月 変更 庄内町

平成 29 年 12 月 変更 庄内町

令和 3 年 3 月 変更 庄内町

編集・発行

庄内町

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1

TEL 0234 (43) 0802

FAX 0234 (42) 0893